# ○建築基準法施行細則

昭和36年９月１日
京都府規則第27号
改正 昭和49年７月20日規則第31号
昭和50年４月25日規則第19号
昭和51年８月27日規則第53号
昭和52年11月１日規則第47号
昭和54年10月19日規則第44号
昭和57年８月１日規則第41号
昭和58年３月23日規則第12号
平成５年６月24日規則第20号
平成７年６月30日規則第26号
平成８年５月24日規則第29号
平成10年４月17日規則第18号
平成11年４月30日規則第22号
平成12年３月30日規則第６号
平成12年６月13日規則第40号
平成12年12月26日規則第63号
平成13年４月27日規則第21号
平成15年３月28日規則第22号
平成16年２月６日規則第３号
平成16年３月５日規則第７号
平成16年３月30日規則第13号
平成16年９月28日規則第32号
平成16年11月15日規則第40号
平成17年３月30日規則第20号
平成17年４月１日規則第26号
平成17年６月29日規則第34号
平成17年７月19日規則第38号
平成17年12月27日規則第56号
平成18年12月27日規則第46号
平成19年６月20日規則第27号
平成20年３月31日規則第19号
平成20年11月28日規則第48号
平成27年５月29日規則第48号
平成28年６月１日規則第31号
平成28年９月30日規則第46号
平成29年３月28日規則第11号
平成30年３月26日規則第10号
平成30年10月１日規則第46号
令和元年６月26日規則第３号
令和元年９月20日規則第31号
令和２年９月４日規則第50号
令和３年３月29日規則第14号
令和３年３月31日規則第15号
令和４年８月26日規則第31号
令和４年９月30日規則第33号
令和５年３月17日規則第９号
令和５年５月25日規則第24号
令和６年２月９日規則第１号
令和６年３月29日規則第17号
令和６年３月29日規則第24号
令和６年10月18日規則第46号
令和７年３月31日規則第54号
令和７年５月27日規則第60号
令和７年10月10日規則第69号
令和８年11月10日規則第37号

建築基準法施行細則をここに公布する。

建築基準法施行細則

建築基準法施行細則（昭和25年京都府規則第90号）の全部を改正する。

（用語）

第１条　この規則において、「法」とは建築基準法（昭和25年法律第201号）、

「令」とは建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、「省令」とは建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）、「条例」とは建築基準法施行条例（昭和35年京都府条例第13号）をいう。

（昭54規則44・平７規則26・一部改正）

（書類の経由）

第２条　法、令、省令又はこの規則の規定に基づき知事に提出する申請書、届出書又は報告書は、建築物（建築設備を含む。）、工作物又は道路の所在地を管轄する土木事務所の長を経由しなければならない。

（昭51規則53・昭57規則41・昭58規則12・平27規則48・一部改正）

（許可申請の添付図書）

第３条　法第52条第14項（第３号に係る部分に限る。）、第53条第４項若しくは第５項、第55条第３項若しくは第57条の４第１項ただし書、法第57条の５第３項において準用する法第53条の２第１項第３号若しくは第４号又は法第58条第２項、第59条の２第１項、第60条の２第１項第３号、第60条の２の２第１項第２号若しくは第３項ただし書、第60条の３第１項第３号若しくは第２項ただし書、第60条の４第１項第３号若しくは第２項ただし書、第67条第３項第２号、第５項第２号若しくは第９項第２号若しくは第68条第１項第２号、第２項第２号若しくは第３項第２号の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の４第１項に規定する申請書の正本及び副本２通に、それぞれ別表第１の１の表の１の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

２　法第43条第２項第２号、第44条第１項第２号若しくは第４号、第47条ただし書、第52条第10項、第11項若しくは第14項（第３号を除く。）、第53条第６項第３号、第53条の２第１項第３号若しくは第４号、第55条第４項各号のいずれか、第59条第１項第３号若しくは第４項、第68条の３第４項、第68条の５の３第２項、第68条の７第５項、第85条第３項若しくは第５項から第７項まで又は第87条の３第３項若しくは第５項から第７項までの規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の４第１項の規定による申請書（法第85条第５項又は第87条の３第５項の規定による許可の申請にあつては、省令別記第44号様式による申請書）の正本及び副本に、それぞれ別表第１の１の表の１の項に規定する図書を添えて、京都府土木事務所の長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。ただし、法第85条第５項又は第87条の３第５項の規定による許可を受けようとする者が申請書に添付すべき同表の１の項に規定する図書については、既に所長に提出されている当該図書の内容に変更がないときは、当該申請書にその旨を記載することにより、その添付を省略することができる。

３　法第48条第１項ただし書、第２項ただし書、第３項ただし書、第４項ただし書、第５項ただし書、第６項ただし書、第７項ただし書、第８項ただし書、第９項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書又は第51条ただし書（これらの規定を法第87条第２項又は第３項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の４第１項に規定する申請書の正本及び副本２通に、それぞれ別表第１の１の表の２の項に規定する図書（工場、作業場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物に係る当該規定による許可の申請にあつては、当該図書及び別記第１号様式による調書）を添えて、知事に提出しなければならない。

４　前項に規定する許可が法第48条第15項に規定する特例許可である場合において、当該許可の申請に係る建築が同条第16項各号のいずれかに該当するものであるときにおける前項の規定の適用については、同項中「副本２通」とあるのは「副本」と、「知事」とあるのは「所長」とする。

５　法第56条の２第１項ただし書の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の４第１項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第１の１の表の３の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

６　法第88条第２項において準用する法第48条第１項ただし書、第２項ただし書、第３項ただし書、第４項ただし書、第５項ただし書、第６項ただし書、第７項ただし書、第８項ただし書、第９項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書又は第51条ただし書（これらの規定を法第87条第２項又は第３項において準用する場合を含む。）の規定により許可を受けようとする者は、省令第10条の４第４項に規定する申請書の正本及び副本２通に、それぞれ別表第１の１の表の４の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

７　法第88条第２項において準用する法第48条第１項ただし書、第２項ただし

書、第３項ただし書、第４項ただし書、第５項ただし書、第６項ただし書、第７項ただし書、第８項ただし書、第９項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（これらの規定を法第87条第２項又は第３項において準用する場合を含む。）の規定（法第48条第16項各号のいずれかに該当する場合に限る。）により許可を受けようとする者は、省令第10条の４第４項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第１の１の表の４の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

８　知事又は所長は、特に必要があると認める場合においては、前各項に規定する図書のほか、参考となる図書の提出を求めることができる。

（昭49規則31・昭50規則19・昭52規則47・昭54規則44・平５規則20・平８規則29・平11規則22・平15規則22・平16規則３・平16規則７・平17規則26・平17規則34・平19規則27・平27規則48・平28規則46・平30規則10・平30規則46・令元規則３・令２規則50・令４規則31・令５規則９・令６規則１・令６規則17・令７規則54・一部改正）

（認定申請書及び添付図書）

第３条の２　令第115条の２第１項第４号ただし書の規定により認定を受けようとする者は、別記第２号様式による申請書の正本及び副本２通に、それぞれ別表第１の２の表の１の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

２　法第43条第２項第１号の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の４の２第１項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ同条第２項に規定する承諾書及び別表第１の２の表の１の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

３　法第44条第１項第３号の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の４の２第１項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第１の２の表の２の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

４　法第52条第６項第３号、第55条第２項、第57条第１項、第68条の３第１項から第３項まで、第68条の４、第68条の５の５、第68条の５の６又は第86条の６第２項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の４の２第１項に規定する申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第１の２の表の１の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

５　令第131条の２第２項又は第３項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の４の２第１項に規定する申請書の正本及び副本２通に、それぞれ別表第１の２の表の１の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

６　法第68条第５項又は第68条の３第７項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の４の２第１項に規定する申請書の正本及び副本２通に、それぞれ別表第１の２の表の１の項に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

７　令第137条の12第11項若しくは第12項又は第137条の16第２号の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の４の２第１項に規定する申請書の正本及び副本２通に、それぞれ別表第１の２の表の１の項に規定する図書及び別記第３号様式による調書を添えて、知事に提出しなければならない。

８　法第86条の８第１項若しくは第３項又は第87条の２第１項若しくは第２項において準用する法第86条の８第３項の規定により認定を受けようとする者は、省令第10条の23第１項第１号に規定する申請書の正本及び副本２通に、知事が当該申請に係る建築物の安全性を確かめるために特に必要があると認める場合には、それぞれ法第６条の３第７項に規定する適合判定通知書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

９　条例第６条第１項第１号オの規定により認定を受けようとする者は、別記第２号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第１の２の表の３の項に規定する図書及び別記第４号様式による調書を添えて、所長に提出しなければならない。

10　条例第８条第３項の規定により認定を受けようとする者は、別記第２号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ別表第１の２の表の４の項に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

11　条例第18条第３項の規定により認定を受けようとする者は、別記第２号様式による申請書の正本及び副本２通に、それぞれ別表第１の２の表の１の項に規定する図書及び同条第３項各号に該当することを証する同項に規定する評定に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

12　知事又は所長は、特に必要があると認める場合においては、前各項に規定

する図書及び書類のほか、参考となる図書及び書類の提出を求めることができる。

（昭54規則44・追加・平５規則20・平７規則26・平８規則29・平11規則22・平13規則21・平15規則22・平16規則３・平16規則７・平16規則32・平17規則26・平17規則34・平19規則27・平27規則48・平30規則46・令元規則３・令５規則９・令６規則１・令６規則17・令７規則54・令７規則69・一部改正）

（指定申請の添付図書）

第３条の３　法第57条の２第１項の規定により指定を受けようとする者は、省令第10条の４の10第１項に規定する申請書の正本及び副本２通に、それぞれ別表第１の３の表に規定する図書を添えて、知事に提出しなければならない。

２　知事は、特に必要があると認める場合においては、前項に規定する図書のほか、参考となる図書の提出を求めることができる。

（平17規則34・追加、平27規則48・令２規則50・令５規則９・一部改正）

（建築協定認可申請書及び添付図書）

第３条の４　法第70条第１項又は第76条の３第２項の規定により建築協定の認可を受けようとする者は、別記第５号様式による申請書の正本及び副本２通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、所長に提出しなければならない。

(1)　建築協定書

(2)　建築協定区域並びに建築協定と関係のある地形及び地物の概略を表示する図面

(3)　建築協定区域内の建築物に関する基準を示す図面

(4)　法第69条に規定する土地の所有者等（以下「土地の所有者等」という。）の全員の合意を示す書類並びに土地及び建築物の登記事項証明書

(5)　建築協定区域隣接地を定める場合にあつては、当該建築協定区域隣接地を表示する図面

(6)　前各号に掲げるもののほか、所長が特に必要と認める図書

２　前項の規定は、法第74条第１項の規定による認可を受ける場合について準用する。

３　法第76条第１項の規定により建築協定の廃止の認可を受けようとする者は、別記第６号様式による申請書の正本及び副本２通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、所長に提出しなければならない。

(1)　廃止の理由書

(2)　土地の所有者等の過半数の合意を示す書類

(3)　前２号に掲げるもののほか、所長が特に必要と認める図書

（昭54規則44・追加、昭58規則12・平８規則29・平11規則22・平16規則７・一部改正、平17規則34・旧第３条の３繰下、平27規則48・一部改正）

（建築協定区域内の借地権消滅等届）

第３条の５　法第74条の２第３項の規定により届出をしようとする者は、別記第７号様式による届出書及びその写し２通に、それぞれ同条第１項又は第２項に該当することを証する書類及び当該土地の位置図を添えて、所長に提出しなければならない。

（昭58規則12・追加、平８規則29・平11規則22・平16規則７・一部改正、平17規則34・旧第３条の４繰下、平27規則48・一部改正）

（建築協定の認可等の公告後の建築協定加入届）

第３条の６　法第75条の２第１項又は第２項の規定により建築協定に加わろうとする者は、別記第８号様式による届出書及びその写し２通に、それぞれ当該土地の位置図及び登記事項証明書を添えて、所長に提出しなければならない。

２　法第75条の２第２項の規定により建築協定に加わろうとする者は、前項に規定する図書及び書類のほか、当該加入に係る土地の所有者等の全員の合意を示す書類を提出しなければならない。

（昭58規則12・追加、平８規則29・平11規則22・平16規則７・一部改正、平17規則34・旧第３条の５繰下、平27規則48・一部改正）

（法第76条の３第２項の規定による認可を受けた建築協定の効力発生届）

第３条の７　法第76条の３第２項の規定により建築協定の認可を受けた者は、同条第５項の規定により当該建築協定が法第73条第２項の規定による認可の公告のあつた建築協定と同一の効力を有することとなつたときは、別記第９号様式による届出書及びその写し２通に、それぞれ新たに存することとなつた土地の所有者等の土地又は建築物の位置図及び登記事項証明書を添え

て、所長に提出しなければならない。

（昭58規則12・追加、平８規則29・平11規則22・平17規則26・一部改正、平17規則34・旧第３条の６繰下、平27規則48・一部改正）

（確認申請の添付図書）

第４条　法第６条第１項（法第87条第１項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請をしようとする場合において、建築物又は建築設備が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める調書又は図書を、当該申請書の正本及び副本に、それぞれ添えなければならない。

(1)　工場、作業場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物であるとき　別記第１号様式による調書

(2)　法第86条の７又は第87条第３項第３号の規定の適用を受ける建築物であるとき　別記第３号様式による調書

(3)　高さが２メートルを超える崖に近接する建築物であるとき　別表第１の４の表に規定する図書及び別記第４号様式による調書

(4)　都市計画区域内において、自動車車庫（その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。）又は自動車修理工場の用途に供する建築物であるとき　その敷地の自動車の出入口から10メートル以内にある道路の状況及び建築物の用途別概要図（その敷地の自動車の出入口に接する道路が坂道であるときは、当該図書及びその道路の勾配を示す図書）

(5)　し尿浄化槽を設けるとき又は既設のし尿浄化槽を使用する便所を設けるとき　別記第10号様式による設備の概要

(6)　法第56条第１項第３号又は第58条の規定の適用を受ける建築物であるとき　縮尺2,500分の１又は3,000分の１の都市計画図による付近見取図及び縮尺100分の１の２面以上の立面図

(7)　法第56条の２第１項の規定の適用を受ける建築物であるとき　縮尺2,500分の１又は3,000分の１の都市計画図による付近見取図

（昭49規則31・昭54規則44・平７規則26・平11規則22・平13規則21・平16規則32・平17規則34・平27規則48・一部改正）

（建築主等の変更等）

第５条　建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）は、法第６条第１項（法第87条第１項、第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による確認（以下「確認」という。）を受けた後、当該確認に係る建築物、建築設備又は工作物の工事が完了するまでに、建築主等、工事監理者又は工事施工者に変更があつたときは、別記第11号様式による届出書及びその写し１通に、紛失その他の添付することができない理由があると認められる場合を除き、それぞれ当該確認に係る確認済証及び確認申請書の副本を添えて、建築主事等（建築主事又は建築副主事をいう。以下同じ。）（法第４条第７項に規定する大規模建築物に係るものにあつては、建築主事。次項、第９条及び第10条において同じ。）に提出しなければならない。

２　建築主等は、確認を受けた後、工事監理者又は工事施工者を定めたときは、工事に着手する前に、別記第12号様式による届出書及びその写し１通を建築主事等に提出しなければならない。

（平27規則48・全改、令元規則３・令６規則24・一部改正）

（手数料の額）

第６条　条例第22条第１号から第８号までに規定する規則で定める額は、別表第２のとおりとし、同条第９号に規定する規則で定める事務及び規則で定める額は、別表第３のとおりとする。

（平12規則６・追加、平19規則27・平27規則48・一部改正）

（手数料の納付方法）

第７条　条例第22条に規定する手数料の納付を地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２の３第１項に規定する指定納付受託者に委託した場合において、申請の際にその旨を証することができるときは、申請の際には、その納付を要しない。

（令４規則33・追加）

（確認申請手数料等の減免の理由）

第８条　条例に基づく建築物、建築設備又は工作物の確認申請手数料、完了検査申請手数料、中間検査申請手数料、国等確認手数料、国等完了検査手数料及び国等中間検査手数料（以下「確認申請手数料等」という。）に関する条例第24条に規定する規則で定める理由は、次に掲げるものとする。

(1)　公営住宅法（昭和26年法律第193号）第２条第２号に規定する公営住宅

又は住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第２条第６項に規定する改良住宅として建築するものであること。

(2)　災害により建築物を滅失し、又は破損した者が、その災害の発生の日から６月以内に建築物を建築しようとして確認申請書を提出した場合において知事が必要と認めたものであること。

(3)　前２号に掲げるもののほか、京都府が建築するものであること。

２　条例に基づく許可申請手数料及び認定申請手数料（以下「許可申請手数料等」という。）に関する条例第24条に規定する規則で定める理由は、京都府が建築するものであることとする。

３　第１項第２号の規定により確認申請手数料等の減免を受けようとする者は、被災地を所管する市町村長の、その事実に該当することの証明を受けなければならない。

（昭49規則31・昭54規則44・平11規則22・一部改正、平12規則６・旧第６条繰下・一部改正、平16規則７・平19規則27・一部改正、平27規則48・旧第６条の２繰下・一部改正、令元規則３・一部改正、令４規則33・旧第７条繰下）

（工事取りやめ届）

第９条　建築主等は、確認を受けた後、当該建築物、建築設備若しくは工作物の工事又は建築物の用途の変更を取りやめたときは、別記第13号様式による届出書及びその写し１通に、紛失その他の添付することができない理由があると認められる場合を除き、それぞれ確認済証及び確認申請書の副本を添えて、建築主事等に提出しなければならない。

（昭54規則44・昭58規則12・平27規則48・令元規則３・令６規則24・一部改正）

（確認の取消し）

第10条　建築主等が確認申請書に不実の記載をして確認を受けたことが判明したときは、建築主事等は、その確認を取り消すことができる。

（平27規則48・令６規則24・一部改正）

（特定建築物の定期報告）

第11条　法第12条第１項の規定により知事が指定する特定建築物は、次に掲げる建築物（同項に規定する安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める建築物であるものを除く。）とする。

(1)　３階以上の階を下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物（令第112条第11項の規定により階段の部分とその他の部分（直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。）とを準耐火構造の床若しくは壁又は法第２条第９号の２ロに規定する防火設備で区画しなければならない建築物に限る。）であつて当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの

(2)　百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物であつて、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超え、かつ、その用途に供する部分を避難階以外の階に有するもの

２　法第12条第１項の規定による報告は、省令第５条第３項に規定する報告書に、別表第１の５の表の１の項に規定する図書並びに知事が別に定める敷地、一般構造、構造強度、耐火構造等及び避難施設等の調査の結果を記載した書類を添えて、所長に提出して行うものとする。

３　前項の報告書は、報告の日前３月以内に行われた調査の結果に基づいて作成されたものでなければならない。

４　省令第５条第１項の規定による報告の時期は、次の表の左欄に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年度の４月から12月までの間とし、以後それぞれの年度の翌年度から起算して３年を経過する年度ごとの４月から12月までの間とする。

| | |
|---|---|
| ホテル又は旅館の用途に供する建築物 | 令和７年度 |
| 下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物で、舞鶴市、綾部市、宮津市、長岡京市、京丹後市並びに与謝郡伊根町及び与謝野町の区域に所在するもの | |
| 体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物 | |
| 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）の用途に供する建築物 | 令和８年度 |
| 下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物で、福知山市、亀岡市、向日市、南丹市及び船井郡京丹波町の区域に所在する | |

| | |
|---|---|
| もの | |
| 児童福祉施設等の用途に供する建築物 | |
| 博物館、美術館又は図書館の用途に供する建築物 | |
| 百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物 | |
| 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物 | 令和９年度 |
| 下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物で、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町及び宇治田原町並びに相楽郡笠置町、和束町、精華町及び南山城村の区域に所在するもの | |
| キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店の用途に供する建築物 | |

（昭49規則31・昭54規則44・昭58規則12・平５規則20・平10規則18・平13規則21・平16規則３・平16規則７・平16規則13・平17規則20・平17規則38・平17規則56・平18規則46・平20規則19・平27規則48・平28規則31・令元規則３・令４規則31・令７規則60・一部改正）

（特定建築物の定期報告に係る付加調査項目等）

第11条の２　法第12条第１項の規定による調査は、施行規則第５条第２項の規定により国土交通大臣が定めるもののほか、当該調査をすべき建築物に係る別表第４の用途欄に掲げる用途の区分に応じ、同表の調査項目欄に掲げる項目を同表の調査方法欄に掲げる方法により調査した結果について、同表の判定基準に掲げる基準に該当するかどうかを判定することにより、行わなければならない。

（令７規則60・追加）

（昇降機の定期報告）

第12条　法第12条第３項の規定による昇降機に係る報告は、省令第６条第３項に規定する報告書に知事が別に定める検査の結果を記載した書類を添えて所長に提出して行うものとする。

２　前項の報告書は、報告の日前３月以内に行われた検査の結果に基づいて作成されたものでなければならない。

３　省令第６条第１項の規定による報告の時期は、１年ごととする。

（昭49規則31・全改、昭54規則44・昭58規則12・平13規則21・平16規則３・平16規則７・平17規則34・平20規則19・平28規則31・令７規則60・一部改正）

（特定建築設備等の定期報告）

第13条　法第12条第３項の規定により知事が指定する特定建築設備等は、令第16条第１項に規定する政令で定める建築物（共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物を除く。）又は第11条第１項第２号に掲げる建築物であるものに係る換気設備、排煙設備及び非常用の照明装置とする。

２　法第12条第３項の規定による令第16条第３項第２号及び前項に規定する特定建築設備等に係る報告は、省令第６条第３項に規定する報告書に、別表第１の５の表の２の項に規定する図書（当該報告に係る特定建築設備等が防火設備である場合にあつては同項の(2)に規定する図書を、その他の場合にあつては同項の(3)に規定する図書を、それぞれ除く。）及び当該報告に係る検査の対象となる換気設備、排煙設備、非常用の照明装置又は防火設備の検査の結果を記載した書類で知事が別に定めるものを添えて、所長に提出して行うものとする。

３　前項の報告書は、報告の日前３月以内に行われた検査の結果に基づいて作成されたものでなければならない。

４　省令第６条第１項の規定による報告の時期は、毎年度４月から12月までの間とする。

５　省令第６条第１項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目（以下「大臣指定設備項目」という。）に係る報告は、検査の対象となる建築設備の全ての大臣指定設備項目について３年以内ごとに行われるものとし、当該報告の時期は、前項の規定にかかわらず、検査を実施した年ごとの４月から12月までとする。

（昭49規則31・追加、昭54規則44・昭58規則12・平10規則18・平13規則21・平16規則３・平16規則７・平17規則34・平20規則19・平27規則48・平28規則31・令５規則９・令７規則60・一部改正）

（工作物の定期報告）

第14条　法第88条第１項において準用する法第12条第３項の規定による工作物に係る報告は、省令第６条の２の２第３項に規定する報告書に知事が別に定める検査の結果を記載した書類を添えて所長に提出して行うものとする。

２　前項の報告書は、報告の日前３月以内に行われた検査の結果に基づいて作成されたものでなければならない。

３　省令第６条の２の２第１項の規定による報告の時期は、１年ごととする。

４　省令第６条の２の２第１項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目（以下「大臣指定工作物項目」という。）に係る報告は、検査の対象となる工作物の全ての大臣指定工作物項目について３年以内ごとに行われるものとし、当該報告の時期は、前項の規定にかかわらず、検査を実施した年ごととする。

（昭49規則31・追加、昭54規則44・昭58規則12・平13規則21・平16規則３・平16規則７・平17規則34・平20規則19・平28規則31・令７規則60・一部改正）

（定期報告に関する書類の保存期間）

第14条の２　省令第６条の３第５項第２号の規定による期間は、法第12条第１項又は第３項（法第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による報告（以下この条において「当初報告」という。）が行われた日から次の各号の対象施設の区分に従い当該各号に定める日又は当初報告に係る建築物及び建築設備等（省令第６条第１項の建築設備等及び省令第６条の２の２第１項の工作物をいう。以下この条において同じ。）が滅失し、若しくは除却される日までとする。

(1)　建築設備等で大臣指定設備項目又は大臣指定工作物項目（以下「大臣指定項目」という。）の検査をすることを要するもの　当初報告の翌日から起算して３年を経過した日又は当初報告の日後、最初の全数検査（当該建築設備等に係る全ての大臣指定項目の検査を一度に行うことをいう。）の結果の報告の日のいずれか早い日

(2)　前号以外のもの　当初報告の日後、最初に報告が行われた日

（平20規則19・追加、平28規則31・一部改正）

（敷地境界の変更届）

第15条　建築物の工事が完了した後に、建築物の敷地の境界を変更しようとする者は、別記第14号様式による届出書及びその写し１通に、それぞれ別表第１の６の表に規定する図書を添えて、所長に提出しなければならない。

（昭49規則31・旧第13条繰下・一部改正、昭54規則44・平11規則22・平27規則48・令元規則３・一部改正）

（し尿浄化そうを設ける区域のうち、衛生上特に支障があると認める区域の指定）

第16条　令第32条第１項の規定により、知事が衛生上特に支障があると認めて指定する区域は、次に掲げる区域を除く区域とする。

(1)　下水道法（昭和33年法律第79号）第２条第８号に規定する処理区域

(2)　知事が特別の理由があると認めて告示で指定する区域

（昭49規則31・全改）

（道路の位置の指定の申請等）

第17条　法第42条第１項第５号に規定する道路の位置の指定又は指定の変更若しくは取消しを受けようとする者は、別記第15号様式による申請書の正本及び副本を所長に提出しなければならない。

２　前項の規定により提出する申請書には、省令第９条に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。

(1)　方位、各道路の幅員及び延長、道路延長の合計、道路及び宅地の面積及び総面積、道路の勾配、道路と宅地との高低差、側溝及び擁壁等の位置、隅切寸法、側溝の排水方向並びに宅地の区画割を明示した縮尺500分の１以上の平面図

(2)　縮尺500分の１以上の横断面図及び縦断面図

(3)　側溝、隅切り及び擁壁等の詳細を明示した縮尺50分の１以上の図面

(4)　道路となる土地及び道路に接することとなる土地の登記事項証明書（申請書受付日前３月以内に交付を受けたものに限る。）

(5)　道路となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の印鑑登録証明書

(6)　道路を接続させる既存道路の管理者の承諾書及び排水についての水利権者の承諾書

(7)　関係法令に基づく許可書等の写し

(8)　その他知事が特に必要があると認める図書

３　省令第10条の規定は、第１項の申請に基づいて道路の位置の指定を変更し、又は取り消した場合について準用する。

（昭49規則31・全改、昭54規則44・昭58規則12・平16規則３・平16規則７・平27規則48・令元規則３・一部改正）

（私道の変更又は廃止）

第18条　法第45条第１項の規定により変更又は廃止の制限を受ける私道を変更し、又は廃止しようとする者は、変更又は廃止の日の21日前までに別記第16号様式による届出書及びその写し２通を知事に提出しなければならない。

２　省令第９条及び前条第２項の規定は、前項の届出をする場合について準用する。

（昭49規則31・追加、昭54規則44・平16規則３・平27規則48・令元規則３・一部改正）

（積雪の単位荷重及び垂直積雪量）

第19条　令第86条第２項ただし書に規定する多雪区域は、別表第５垂直積雪量の欄に掲げる数値が１メートル以上の区域とし、当該区域内における積雪の単位荷重は、積雪量１センチメートルごとに１平方メートルにつき30ニュートン以上とする。

２　令第86条第３項に規定する規則で定める数値は、別表第５に規定する区域については、それぞれ同表垂直積雪量の欄に掲げる数値とする。ただし、山間部等の区域でこの数値を超える積雪量が予想されると知事が認めるものについては、同項の国土交通大臣が定める基準に基づき算定した数値（小数点第２位未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数値）とする。

（平12規則40・追加、平12規則63・一部改正、平15規則22・旧第19条の２繰上、平27規則48・令７規則60・一部改正）

（建蔽率の緩和）

第20条　法第53条第３項第２号の規定により知事が指定する敷地は、次の各号のいずれかに該当する敷地とする。

(1)　道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生じる内角が135度以下の場合に限る。）にある角敷地で、その敷地境界線の全長の４分の１以上がこれらの道路に接するもののうち、次に掲げる要件のいずれかに該当する敷地

ア　角敷地に係る隅角を挟む２辺の敷地境界線がそれぞれ道路に接する部分の道路の幅員がそれぞれ5.5メートル以上であり、かつ、その和が14メートル以上であること。

イ　その敷地面積が200平方メートル以下であること。

(2)　敷地境界線の全部が道路に接する敷地で、これらの道路のうちいずれかの道路の幅員が８メートル以上であるもの

(3)　その間隔が25メートル以下の道路と道路とに挟まれた敷地で、その敷地境界線の全長の４分の１以上がこれらの道路に接するもののうち、次に掲げる要件のいずれかに該当する敷地

ア　敷地を挟む道路がそれぞれ敷地に接する部分の道路の幅員がそれぞれ5.5メートル以上であり、かつ、その和が14メートル以上であること。

イ　その敷地面積が200平方メートル以下であること。

(4)　道路に接する敷地で、次に掲げる要件のいずれかに該当するもののうち、前３号に掲げる敷地に準じる敷地として知事が認める敷地

ア　その敷地が公園、広場、水面その他これらに類するもの（イにおいて「公園等」という。）に接すること。

イ　当該道路以外の道路でその敷地に接するものがその接する部分の反対側の部分で公園等に接しており、かつ、当該敷地に接する部分と当該公園等と接する部分とが相対すること。

（平27規則48・全改）

（高さの制限の緩和）

第21条　建築物の敷地の地盤面が前面道路より１メートル以上高い場合において、前面道路の境界線からの水平距離が敷地の地盤面と前面道路との高低差の２倍以上で、かつ、10メートルをこえる区域については、令第135条の２第１項の規定にかかわらず、その前面道路は敷地の地盤面と同じ高さの位置にあるものとみなす。

（昭49規則31・旧第19条繰下）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から起算して１箇月を経過した日から施行する。

（平16規則40・一部改正）

（経過措置）

2　この規則施行の前に、建築基準法施行細則（昭和25年京都府規則第90号）の規定によつてした手続その他の行為は、この規則中の相当する規定によつてした手続その他の行為とみなす。

（平16規則40・一部改正）

（特定通路の特例）

3　知事は、当分の間、次の各号のいずれにも該当する道（法第42条第１項に規定する道路（以下「道路」という。）に該当するものを除く。以下同じ。）を特定通路として指定することができる。

(1)　平成11年５月１日（第３号において「基準日」という。）においてその道に建築物が立ち並んでいたこと。

(2)　その道の幅員が1.8メートル以上であること。

(3)　その道が省令第10条の３第４項第３号に規定する通路（基準日から引き続き道路に通じているものに限る。）であつて、その道に立ち並んでいる建築物の敷地に有効に接するものであること。

(4)　その道に立ち並んでいる建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替について特に考慮すべき事情があること。

（平27規則48・全改、令２規則50・一部改正）

4　知事は、前項の規定による指定をしたときは、速やかに、指定の年月日及び指定に係る特定通路の位置を公告するものとする。

（平27規則48・追加）

5　１又は２以上の特定通路に接する敷地で、当該特定通路に接する部分の敷地境界線と基準線（特定通路の中心線から水平距離２メートル（特定通路がその中心線からの水平距離２メートル未満で崖地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該崖地等の当該特定通路の側の境界線から当該特定通路の側に水平距離４メートル）の線をいう。以下同じ。）とに挟まれた部分（２以上の特定通路に接する敷地にあつては、それぞれの特定通路につきそれぞれ当該挟まれた部分）の全部が通路として当該特定通路と一体的に通行の用に供されているものがあるときは、当該特定通路に接する敷地から当該通行の用に供されている部分の敷地を除いた部分の敷地に係る第20条各号（第１号ア及び第３号アを除く。）の規定の適用については、当該特定通路を道路とみなし、当該基準線をその道路の境界線とみなす。

（平27規則48・追加）

6　附則第３項の規定による指定の際現に前項の規定の適用を受けて第20条各号の敷地に該当している敷地で法第53条第３項（第２号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けているもの（以下「特定敷地」という。）が、当該指定により第20条各号の敷地に該当しないこととなるときは、当該特定敷地に対しては、当該指定に係る特定通路は、特定通路でないものとみなす。

（平27規則48・追加）

附　則（昭和49年規則第31号）

この規則は、昭和49年８月１日から施行する。

附　則（昭和50年規則第19号）抄

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和51年規則第53号）

1　この規則は、昭和51年９月１日から施行する。

2　この規則による改正前の京都府建築代理士条例施行規則、建築基準法施行細則、京都府宅地建物取引業法施行細則及び京都府府営住宅条例施行規則の規定によつてなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の京都府建築代理士条例施行規則、建築基準法施行細則、京都府宅地建物取引業法施行細則及び京都府府営住宅条例施行規則の相当規定によつてなされたものとみなす。

附　則（昭和52年規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和54年規則第44号）

この規則は、昭和54年11月１日から施行する。

附　則（昭和57年規則第41号）抄

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定、第52条、第54条の２、第66条、第67条の２、第68条、第68条の３、第71条、第72条、第87条、第88条、第89条及び第90条の改正規定、第５章第１節第11款の次に１款を加える改正規定、附則第２項、第３項及び第６項の規定並びに附則第

７項の規定中京都府土木事務所及び京都府港湾事務所に係る部分は、昭和57年９月１日から施行する。

附　則（昭和58年規則第12号）

この規則は、昭和58年４月１日から施行する。

附　則（平成５年規則第20号）

（施行期日）

１　この規則は、平成５年６月25日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の建築基準法施行細則及び都市計画法施行細則の規定に基づきなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の建築基準法施行細則及び都市計画法施行細則の相当規定に基づきなされたものとみなす。

３　この規則の施行前にされた申請に係る事務については、この規則による改正後の京都府地方振興局の長等に権限を委任する規則第２条第８項第23号アの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成７年規則第26号）

１　この規則は、平成７年10月１日から施行する。ただし、第３条の２第１項及び別記第５号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

２　この規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に基づきなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の建築基準法施行細則の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附　則（平成８年規則第29号）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に基づきなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の建築基準法施行細則の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附　則（平成10年規則第18号）

この規則は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成11年規則第22号）

１　この規則は、平成11年５月１日から施行する。

２　この規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に基づきなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の建築基準法施行細則の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附　則（平成12年規則第６号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成12年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　別段の定めがあるものを除き、この規則の施行前にした改正前の規定に基づく申請等の行為については、改正後の規定に基づいてしたものとみなす。

５　この規則の施行の日前の申請に係る手数料は、なお従前の例による。

附　則（平成12年規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、平成12年７月１日前の申請に係る建築物及び工作物についての建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第86条第２項ただし書に規定する多雪区域及び当該区域内における積雪の単位荷重並びに同条第３項に規定する規則で定める数値は、なお従前の例による。

附　則（平成12年規則第63号）

この規則は、平成13年１月６日から施行する。

附　則（平成13年規則第21号）

この規則は、平成13年５月１日から施行する。ただし、第11条第１項第３号の改正規定は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成15年規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第19条を削り、第19条の２を第19条とする改正規定については、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成16年規則第３号）

この規則は、平成16年４月１日から施行する。ただし、第３条、第３条の２及び別表第２の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（平成16年規則第７号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成16年５月１日から施行する。

（経過措置）

２　別段の定めがあるものを除き、この規則の施行前にした改正前の規定に基づく申請等の行為については、改正後の規定に基づいてしたものとみなす。

附　則（平成16年規則第13号）

この規則は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成16年規則第32号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成16年10月１日から施行する。

（建築基準法施行細則の一部改正に係る経過措置）

３　この規則の施行の際第２条の規定による改正前の建築基準法施行細則第22条から第24条までの規定の適用を受けて工事中の建築物に対しては、これらの規定は、なおその効力を有する。

附　則（平成16年規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年規則第20号）

この規則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成17年規則第26号）抄

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年規則第38号）

この規則は、平成17年10月11日から施行する。

附　則（平成17年規則第56号）

この規則は、平成18年１月１日から施行する。ただし、第２条、第４条、第６条及び第11条の規定は、平成18年３月１日から施行する。

附　則（平成18年規則第46号）抄

この規則は、平成19年３月12日から施行する。

附　則（平成19年規則第27号）抄

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第１条中建築基準法施行細則第３条、第３条の２及び別表第２の７の項の改正規定並びに同表の20の項の次に１項を加える改正規定は、平成19年11月30日から施行する。

２　この規則の施行の日前の申請又は通知に係る事務の手数料は、なお従前の例による。

附　則（平成20年規則第19号）

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成20年規則第48号）

１　この規則は、平成21年１月１日から施行する。

２　この規則の施行の日前の申請又は通知に係る事務の手数料は、なお従前の例による。

附　則（平成27年規則第48号）抄

（施行期日）

１　この規則は、平成27年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行前にした第２条の規定による改正前の建築基準法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づく申請等の行為については、同条の規定による改正後の建築基準法施行細則（以下「新規則」という。）の相当規定に基づいてしたものとみなす。

３　旧規則の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、新規則の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

４　附則第２項に規定する申請等の行為に係る事務の手数料については、なお従前の例による。

附　則（平成28年規則第31号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　第１条の規定による改正後の建築基準法施行細則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出される報告について適用し、施行日前に提出された報告については、なお従前の例による。

３　建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第３項の規定による小荷物専用昇降機等（小荷物専用昇降機又は防火設備で、この規則の施行の際現に存するもの又は施行日から平成29年５月31日までの間に同法第７条第５項若しくは第７条の２第５項（いずれも同法第87条の２において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。）についての報

告に係る新規則第12条第３項並びに第13条第４項及び第５項の規定の適用については、施行日から平成31年３月31日までの間に限り、新規則第12条第３項中「１年ごと」とあるのは「平成30年４月１日から平成31年３月31日まで」と、新規則第13条第４項中「毎年度４月から12月まで」とあるのは「平成30年４月１日から同年12月28日まで」と、同条第５項中「検査を実施した年ごとの４月から12月まで」とあるのは「平成30年４月１日から同年12月28日まで」とする。

附　則（平成28年規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成29年規則第11号）

この規則は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成30年規則第10号）

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成30年規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年規則第３号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行前にした第２条の規定による改正前の建築基準法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づく申請等の行為については、同条の規定による改正後の建築基準法施行細則（以下「新規則」という。）の相当規定に基づいてしたものとみなす。

３　旧規則の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、新規則の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

附　則（令和元年規則第31号）

１　この規則は、令和元年10月１日から施行する。

２　この規則による改正後の建築基準法施行細則別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

附　則（令和２年規則第50号）

１　この規則は、令和２年９月７日から施行する。ただし、第３条第６項の改正規定（「第67条の３第３項第２号」を「第67条第３項第２号」に改める部分に限る。）並びに第３条の３、附則第３項及び別表第３の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

２　この規則による改正後の別表第３の規定は、この規則の公布の日以後の申請に係る手数料について適用する。

附　則（令和３年規則第14号）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の建築基準法施行細則別表第２及び第２条の規定による改正後の京都府手数料徴収条例施行規則別表第２の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附　則（令和３年規則第15号）

１　この規則は、令和３年４月１日から施行する。

２　この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

附　則（令和４年規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

―――――――――――――

○京都府証紙条例を廃止する等の条例の施行に伴う関係規則の整備等及び経過措置に関する規則（令和４年規則第33号）抄

第２章　経過措置

（証紙による収入の方法による歳入の徴収に関する経過措置）

第25条　京都府証紙条例を廃止する等の条例（令和４年京都府条例第５号。以下「廃止条例」という。）第１条の規定による廃止前の京都府証紙条例（昭和39年京都府条例第41号）に基づく証紙による収入の方法による使用料及び手数料の徴収（廃止条例附則第２項の規定によりなお従前の例によることとされる証紙による収入の方法によるものを含む。）については、別段の定めがあるものを除き、廃止条例の施行後も、なお従前の例による。

（現金の還付の請求）

第26条　廃止条例附則第４項の規定により、売りさばき済証紙を返還して現金

の還付を受けようとする者は、還付請求書（別記第１号様式）に、返還する売りさばき済証紙を添えて、知事に提出しなければならない。

（指定売りさばき人であった者からの返還等）

第27条　廃止条例附則第５項の規定により、その保有する売りさばき前の発行済証紙を返還しようとする者は、証紙返還報告書（別記第２号様式）に、返還する発行済証紙を添えて、知事に提出しなければならない。

２　知事は、前項の規定により発行済証紙の返還を受けたときは、当該返還をした者に対し、当該返還された発行済証紙（著しく汚染し、又は損傷したものを除く。）の価格の合計額から当該合計額に100分の2.2を乗じて得た額を控除した額の現金を還付するものとする。

（指定金融機関からの返還等）

第28条　指定金融機関は、交付され、又は売り渡される前の発行済証紙で、廃止条例の施行の際現に保管するものを、廃止条例の施行後、会計管理者に遅滞なく返還しなければならない。

２　前項の規定による返還は、証紙の受払いに関する帳簿その他必要な書類を添えて行うものとする。

（その他）

第29条　この規則に定めるもののほか、廃止条例の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附　則（令和４年規則第33号）

（施行期日）

１　この規則は、令和４年10月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づく様式（以下「新様式」という。）による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

３　廃止条例附則第２項の規定によりなお従前の例によることとされる証紙による収入の方法により使用料及び手数料を徴収する場合におけるこれらの歳入の納付その他の手続については、新様式にかかわらず、なお従前の例によることができる

附　則（令和５年規則第９号）

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年規則第24号）抄

（施行期日）

１　この規則は、令和５年５月26日から施行する。

（様式に関する経過措置）

７　この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

附　則（令和６年規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年規則第17号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年規則第24号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年規則第46号）抄

この規則は、令和６年11月１日から施行する。

附　則（令和７年規則第54号）抄

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第１条、第３条及び第５条の規定による改正後の各規則の規定は、この規則の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

附　則（令和７年規則第60号）

この規則は、令和７年７月１日から施行する。

附　則（令和７年規則第69号）

この規則は、令和７年11月１日から施行する。

附　則（令和８年規則第37号）

この規則は、令和８年11月24日から施行する。

別表第１（第３条―第３条の３、第４条、第11条、第13条、第15条関係）
（平27規則48・追加、平28規則31・令２規則50・令５規則９・令６規則１・令６規則17・令７規則54・一部改正）

１　許可申請の添付図書

| | 図書の種類 | 明示する事項 |
|---|---|---|
| 1 | (1)　付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| | (2)　配置図 | 縮尺及び方位 |
| | | 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び用途並びに申請に係る建築物と他の建築物との別 |
| | | 土地の高低及び申請に係る建築物の各部分の高さ |
| | | 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 |
| | (3)　各階平面図 | 縮尺及び方位 |
| | | 間取、各室の用途及び床面積 |
| | | 壁及び開口部の位置 |
| | | 工場又は作業場の用途に供する建築物にあつては、機械の種類及び位置 |
| | (4)　２面以上の立面図 | 縮尺 |
| | | 開口部の位置 |
| | | 延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造 |
| | (5)　２面以上の断面図 | 縮尺 |
| | | 地盤面 |
| | | 各階の床及び天井の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ |
| 2 | (1)　１の項に規定する図書 | 当該図書に係る１の項に規定する明示事項 |
| | (2)　用途別概要図（縮尺3,000分の１以上） | 敷地境界線から200メートル以内にある建築物及び工作物の用途 |
| 3 | (1)　１の項に規定する図書 | 当該図書に係る１の項に規定する明示事項 |
| | (2)　日影図 | 縮尺及び方位 |
| | | 敷地境界線 |
| | | 用途地域等の境界線 |
| | | 日影時間の異なる区域の境界線 |
| | | 敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅 |
| | | 敷地内における建築物の位置 |
| | | 平均地盤面からの建築物の各部分の高さ |
| | | 法第56条の２第１項に規定する水平面（以下「水平面」という。）上の敷地境界線からの水平距離５メートル及び10メートルの線（以下「測定線」という。） |
| | | 建築物が冬至日の真太陽時による午前８時から30分ごとに午後４時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状 |
| | | 建築物が冬至日の真太陽時による午前８時から午後４時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間 |
| | | 建築物が冬至日の真太陽時による午前８時から午後４時までの間に水平面に生じさせる日影の等時間日影線 |
| | | 土地の高低 |
| | (3)　日影形状算定表 | 平均地盤面からの建築物の各部分の高さ及び日影の形状を算定するための算式 |
| | (4)　平均地盤面算定表 | 建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式 |
| 4 | (1)　付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| | (2)　配置図 | 縮尺及び方位 |
| | | 敷地の境界線 |
| | | 敷地内における工作物の位置並びに用途及び申請に係る工作物と他の工作物との別（申請に係る工作物が令第138条第４項第２号ロ又はハに掲げるもので |

| | | |
|---|---|---|
| | | ある場合においては、当該工作物と建築物との別を含む。） |
| | (3)　平面図又は横断面図 | 縮尺及び主要部分の寸法 |
| | (4)　側面図又は縦断面図 | 縮尺、工作物の高さ及び主要部分の寸法 |
| | (5)　用途別概要図（縮尺3,000分の１以上） | 敷地境界線から200メートル以内にある建築物及び工作物の用途 |

２　認定申請の添付図書

| | 図書の種類 | 明示する事項 |
|---|---|---|
| 1 | １の表の１の項に規定する図書 | 当該図書に係る１の表の１の項に規定する明示事項 |
| 2 | (1)　１の表の１の項に規定する図書 | 当該図書に係る１の表の１の項に規定する明示事項 |
| | (2)　建築限界を表示する断面図 | 縮尺、地区計画で定められた建築限界を表示する縦断面図及び横断面図 |
| 3 | (1)　１の表の１の項に規定する図書 | 当該図書に係る１の表の１の項に規定する明示事項 |
| | (2)　崖又は擁壁の断面図 | 縮尺 |
| | | 崖の上端又は下端から建築物までの水平距離 |
| | | 崖の高さ、勾配及び土質 |
| | | 切土又は盛土をする前の地盤面 |
| | | 崖面の保護方法 |
| | | 擁壁の寸法及び勾配 |
| | | 裏込コンクリートの寸法 |
| | | 透水層の位置及び寸法 |
| | | 擁壁を設置する前後の地盤面 |
| | | 基礎地盤の土質 |
| | | 基礎ぐいの位置、材料及び寸法 |
| | | 水抜き穴の位置及び寸法 |
| 4 | (1)　１の表の１の項に規定する図書 | 当該図書に係る１の表の１の項に規定する明示事項 |
| | (2)　現況図 | 縮尺及び方位 |
| | | 敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途 |
| | | 敷地周囲の通路及び空地の配置 |
| | | 隣地の土地利用 |

３　指定申請の添付図書

| 図書の種類 | 明示する事項 |
|---|---|
| １の表の１の項に規定する図書 | 当該図書に係る１の表の１の項に規定する明示事項 |

４　確認申請の添付図書

| 図書の種類 | 明示する事項 |
|---|---|
| １　１の表の１の項に規定する図書 | 当該図書に係る１の表の１の項に規定する明示事項 |
| ２　崖又は擁壁の断面図 | 縮尺 |
| | 崖の上端又は下端から建築物までの水平距離 |
| | 崖の高さ、勾配及び土質 |
| | 切土又は盛土をする前の地盤面 |
| | 崖面の保護方法 |
| | 擁壁の寸法及び勾配 |
| | 裏込コンクリートの寸法 |
| | 透水層の位置及び寸法 |
| | 擁壁を設置する前後の地盤面 |
| | 基礎地盤の土質 |
| | 基礎ぐいの位置、材料及び寸法 |
| | 水抜き穴の位置及び寸法 |

５　定期報告の添付図書

| | 図書の種類 | 明示する事項 |
|---|---|---|
| 1 | (1)　付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| | (2)　配置図 | 縮尺及び方位 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途 |
| | | 敷地に接する道路の位置及び幅員 |
| | (3)　各階平面図 | 縮尺及び方位 |
| | | 間取り及び各室の用途 |
| | | 壁の位置、開口部及び防火戸の位置 |
| | | 延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造 |
| | | 防火区画及び隔壁の位置 |
| | | 非常口、非常用進入口及び避難施設の位置 |
| 2 | (1)　1の項の(1)及び(2)に規定する図書 | 当該図書に係る1の項の(1)及び(2)に規定する明示事項 |
| | (2)　排煙設備等の機械器具の位置図 | 縮尺及び方位 |
| | | 各階の間取り及び各室の用途 |
| | | 壁の位置 |
| | | 機械器具の種別及び位置 |
| | | 分電盤、配線図及び系統図 |
| | (3)　防火設備等の位置図 | 縮尺及び方位 |
| | | 各階の間取り及び各室の用途 |
| | | 壁の位置 |
| | | 防火設備の種別及び位置 |
| | | 連動機構の種別及び位置 |

6　敷地境界の変更届の添付図書

| 図書の種類 | 明示する事項 |
|---|---|
| 1　付近見取図 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| 2　位置図 | 縮尺及び方位 |
| | 現在の敷地境界線と変更後の敷地境界線との別 |
| | 敷地内における建築物の位置 |
| | 建築年月日又は確認番号及びその年月日 |
| | 建築物の用途、規模及び構造 |
| | 敷地の接する道路の位置及び幅員 |

別表第２（第６条関係）

（平12規則６・追加、平19規則27・平20規則48・一部改正、平27規則48・旧別表第１繰下・一部改正、平29規則11・令元規則３・令元規則31・令３規則14・令６規則17・令６規則24・令６規則46・令７規則54・一部改正）

| 区分 | 手数料の名称 | 手数料の額 |
|---|---|---|
| 1　法第６条第１項の規定による建築物の建築等に関する確認の申請に対する審査 | 建築物確認申請手数料 | |
| (1)　(2)及び(3)に掲げる場合以外の場合 | | |
| ア　建築物（イに掲げる部分を除く。）に係るもの | | |
| （ア）　建築物を建築する場合（（イ）に掲げる場合及び移転する場合を除く。） | | |
| a　当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の２分の１を加えた床面積）が30平方メートル以内のもの | | |
| (a)　(b)及び(c)に掲げる場合以外の場合 | | 1件につき　9,840円 |
| (b)　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき　19,680円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| (c)　木造の建築物に係る法第20条第１項第４号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | １件につき | 17,000円 |
| b　当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の２分の１を加えた床面積）が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの | | | |
| (a)　(b)及び(c)に掲げる場合以外の場合 | | １件につき | 32,830円 |
| (b)　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | １件につき | 60,330円 |
| (c)　木造の建築物に係る法第20条第１項第４号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | １件につき | 54,120円 |
| c　当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の２分の１を加えた床面積）が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの | | | |
| (a)　(b)及び(c)に掲げる場合以外の場合 | | １件につき | 41,440円 |
| (b)　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | １件につき | 69,650円 |
| (c)　木造の建築物に係る法第20条第１項第４号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | １件につき | 62,600円 |
| d　当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の２分の１を加えた床面積）が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの | | | |
| (a)　(b)及び(c)に掲げる場合以外の場合 | | １件につき | 68,950円 |
| (b)　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | １件につき | 94,090円 |
| (c)　木造の建築物に係る法第20条第１項第４号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | １件につき | 84,420円 |
| e　当該建築に係る部分の床面 | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の２分の１を加えた床面積）が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの | | | | トル以内のもの | | | |
| (a)　(b)に掲げる場合以外の場合 | | 1件につき | 68,950円 | h　当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の２分の１を加えた床面積）が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの | | 1件につき | 405,930円 |
| (b)　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき | 94,090円 | i　当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の２分の１を加えた床面積）が5,000平方メートルを超え、１万平方メートル以内のもの | | 1件につき | 541,350円 |
| f　当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の２分の１を加えた床面積）が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの | | 1件につき | 166,540円 | j　当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の２分の１を加えた床面積）が１万平方メートルを超え、５万平方メートル以内のもの | | 1件につき | 722,320円 |
| g　当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の２分の１を加えた床面積）が1,000平方メートルを超え、2,000平方メー | | 1件につき | 227,430円 | k　当該建築に係る部分の床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物 | | 1件につき | 1,162,740円 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の２分の１を加えた床面積）が５万平方メートルを超えるもの | | | | (b)　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき | 60,330円 |
| | | | | (c)　木造の建築物に係る法第20条第１項第４号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき | 54,120円 |
| (イ)　確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） | | | | c　当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの | | | |
| a　当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、30平方メートル以内のもの | | | | (a)　(b)及び(c)に掲げる場合以外の場合 | | 1件につき | 41,440円 |
| (a)　(b)及び(c)に掲げる場合以外の場合 | | 1件につき | 9,840円 | (b)　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき | 69,650円 |
| (b)　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき | 19,680円 | (c)　木造の建築物に係る法第20条第１項第４号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき | 62,600円 |
| (c)　木造の建築物に係る法第20条第１項第４号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき | 17,000円 | d　当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの | | | |
| b　当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの | | | | (a)　(b)及び(c)に掲げる場合以外の場合 | | 1件につき | 68,950円 |
| (a)　(b)及び(c)に掲げる場合以外の場合 | | 1件につき | 32,830円 | | | | |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 以外の場合 | | | | 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの | | | |
| (b)　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき | 94,090円 | h　当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの | | 1件につき | 405,930円 |
| (c)　木造の建築物に係る法第20条第１項第４号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき | 84,420円 | i　当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、5,000平方メートルを超え、１万平方メートル以内のもの | | 1件につき | 541,350円 |
| e　当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの | | | | j　当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、１万平方メートルを超え、５万平方メートル以内のもの | | 1件につき | 722,320円 |
| (a)　(b)に掲げる場合以外の場合 | | 1件につき | 68,950円 | | | | |
| (b)　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき | 94,090円 | k　当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、５万平方メートルを超えるもの | | 1件につき | 1,162,740円 |
| f　当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの | | 1件につき | 166,540円 | | | | |
| g　当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）が、 | | 1件につき | 227,430円 | (ウ)　建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（(エ)に掲げる場合を除く。） | | | |
| | | | | a　当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面 | | | |

| | | |
|---|---|---|
| 積が30平方メートル以内のもの | | |
| (a)　(b)及び(c)に掲げる場合以外の場合 | | 1件につき　9,840円 |
| (b)　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき　19,680円 |
| (c)　木造の建築物に係る法第20条第１項第４号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき　17,000円 |
| b　当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの | | |
| (a)　(b)及び(c)に掲げる場合以外の場合 | | 1件につき　32,830円 |
| (b)　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき　60,330円 |
| (c)　木造の建築物に係る法第20条第１項第４号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき　54,120円 |
| c　当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの | | |
| (a)　(b)及び(c)に掲げる場合 | | 1件につき　41,440円 |
| 以外の場合 | | |
| (b)　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき　69,650円 |
| (c)　木造の建築物に係る法第20条第１項第４号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき　62,600円 |
| d　当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が、200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの | | |
| (a)　(b)及び(c)に掲げる場合以外の場合 | | 1件につき　68,950円 |
| (b)　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき　94,090円 |
| (c)　木造の建築物に係る法第20条第１項第４号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき　84,420円 |
| e　当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの | | |
| (a)　(b)に掲げる場合以外の場合 | | 1件につき　68,950円 |
| (b)　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基 | | 1件につき　94,090円 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 準への適合性審査を必要とする場合 | | | | の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 | | | |
| f　当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの | | 1件につき | 166,540円 | a　当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１が、30平方メートル以内のもの | | | |
| g　当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの | | 1件につき | 227,430円 | (a)　(b)及び(c)に掲げる場合以外の場合 | | 1件につき | 9,840円 |
| | | | | (b)　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき | 19,680円 |
| h　当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの | | 1件につき | 405,930円 | (c)　木造の建築物に係る法第20条第１項第４号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき | 17,000円 |
| i　当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が5,000平方メートルを超え、１万平方メートル以内のもの | | 1件につき | 541,350円 | b　当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１が、30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの | | | |
| | | | | (a)　(b)及び(c)に掲げる場合以外の場合 | | 1件につき | 32,830円 |
| j　当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が１万平方メートルを超え、５万平方メートル以内のもの | | 1件につき | 722,320円 | (b)　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき | 60,330円 |
| k　当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積が５万平方メートルを超えるもの | | 1件につき | 1,162,740円 | (c)　木造の建築物に係る法第20条第１項第４号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき | 54,120円 |
| (エ)　確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、そ | | | | c　当該計画の変更に係る部分 | | | |

| | | |
|---|---|---|
| の床面積の２分の１が、100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの | | |
| (a)　(b)及び(c)に掲げる場合以外の場合 | | １件につき　41,440円 |
| (b)　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | １件につき　69,650円 |
| (c)　木造の建築物に係る法第20条第１項第４号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | １件につき　62,600円 |
| d　当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１が、200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの | | |
| (a)　(b)及び(c)に掲げる場合以外の場合 | | １件につき　68,950円 |
| (b)　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | １件につき　94,090円 |
| (c)　木造の建築物に係る法第20条第１項第４号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | １件につき　84,420円 |
| e　当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１が、300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの | | |
| (a)　(b)に掲げる場合以外の場合 | | １件につき　68,950円 |
| (b)　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | １件につき　94,090円 |
| f　当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１が、500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの | | １件につき　166,540円 |
| g　当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１が、1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの | | １件につき　227,430円 |
| h　当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１が、2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの | | １件につき　405,930円 |
| i　当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１が、5,000平方メートルを超え、１万平方メートル以内のもの | | １件につき　541,350円 |
| j　当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１が、１万平方メートルを超え、５万平方メートル以内のもの | | １件につき　722,320円 |
| k　当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１が、５万平方メートルを超えるもの | | １件につき　1,162,740円 |
| イ　建築設備に係るもの | | |
| (ア)　建築設備を設置する場合 | | １件につき　24,630円 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| （（イ）に掲げる場合を除く。）<br>（イ）　確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合 | | 1件につき　17,130円 | | | |
| (2)　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第１号。以下この項及び３の項において「基準省令」という。）第１条第１項第２号イ(2)及びロ(2)に規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | | | | |
| ア　一戸建ての住宅（１棟の建築物からなる１戸の住宅（基準省令第１条第１項第２号に規定する住宅をいう。）をいう。以下この項において同じ。）の場合 | | 1件につき左欄の(1)に定める額に次の区分に応じ、それぞれに定める額を加えた額<br>(1)　当該建築物の床面積が200平方メートル以内のもの　20,800円<br>(2)　当該建築物の床面積が200平方メートルを超えるもの　21,840円 | | | |
| イ　共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。）の場合 | | 1件につき左欄の(1)に定める額に次の区分に応じ、それぞれに定める額を加えた額<br>(1)　当該建築物の床面積が300平方メートル以内のもの　38,490円 | | | (2)　当該建築物の床面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの　66,580円<br>(3)　当該建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの　119,640円<br>(4)　当該建築物の床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの　181,020円<br>(5)　当該建築物の床面積が１万平方メートルを超え、２万5,000平方メートル以内のもの　321,480円<br>(6)　当該建築物の床面積が２万5,000平方メートルを超え、５万平方メートル以内のもの　547,250円<br>(7)　当該建築物の床面積が５万平方メートルを超えるもの　963,410円 |
| | | | (3)　法第６条の３第１項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う場 | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 合<br>ア　建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。） | | １件につき左欄の(1)に定める額（基準省令第１条第１項第２号イ(2)及びロ(2)に規定する基準への適合性審査を必要とする場合にあつては、左欄の(2)に定める額）に法第６条の３第１項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う１の建築物（２以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額を加えた額<br>(1)　当該建築物の床面積が200平方メートル以内のもの　125,410円<br>(2)　当該建築物の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの<br>149,940円 | | (3)　当該建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの<br>174,350円<br>(4)　当該建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの<br>198,880円<br>(5)　当該建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、１万平方メートル以内のもの<br>237,640円<br>(6)　当該建築物の床面積が１万平方メートルを超え、５万平方メートル以内のもの<br>315,610円<br>(7)　当該建築物の床面積が５万平方メートルを超えるもの<br>579,720円 |
| | | | イ　確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） | | １件につき左欄の(1)に定める額（基準省令第１条第１項第２号イ(2)及びロ(2)に規定する基準への適合性審査を必要とする場合にあつては左欄の(2)に定める額） |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | に法第６条の３第１項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う１の建築物（２以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額を加えた額<br>(1)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の２分の１を加えた床面積）が200平方メートル以内のもの　125,410円<br>(2)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増 | | | 加する部分以外の床面積の２分の１を加えた床面積）が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの　149,940円<br>(3)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の２分の１を加えた床面積）が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの　174,350円<br>(4)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の２分の１を加えた床面積）が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの　198,880円<br>(5)　当該計画の変更に |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 係る建築物の床面積の２分の１（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の２分の１を加えた床面積）が2,000平方メートルを超え、１万平方メートル以内のもの　237,640円<br>(6)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の２分の１を加えた床面積）が１万平方メートルを超え、５万平方メートル以内のもの　315,610円<br>(7)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の２分の１を加 | ウ　建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（エに掲げる場合を除く。） | えた床面積）が５万平方メートルを超えるもの　579,720円<br>１件につき左欄の(1)に定める額に法第６条の３第１項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う１の建築物（２以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額を加えた額<br>(1)　当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の２分の１が200平方メートル以内のもの　125,410円<br>(2)　当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の２分の１が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 物の床面積の２分の１が５万平方メートルを超えるもの<br>579,720円 |
| | | | | エ　確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 | | １件につき左欄の(1)に定める額に法第６条の３第１項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う１の建築物（２以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額を加えた額<br>(1)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１が200平方メートル以内のもの<br>125,410円<br>(2)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの　149,940円 |
| | | | 149,940円<br>(3)　当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の２分の１が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの<br>174,350円<br>(4)　当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の２分の１が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの<br>198,880円<br>(5)　当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の２分の１が2,000平方メートルを超え、１万平方メートル以内のもの<br>237,640円<br>(6)　当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の２分の１が１万平方メートルを超え、５万平方メートル以内のもの<br>315,610円<br>(7)　当該移転、修繕又は模様替に係る建築 | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | (3)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの　174,350円<br>(4)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの　198,880円<br>(5)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの　237,640円<br>(6)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１が１万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの　315,610円<br>(7)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１が５万平方メートルを超えるもの　579,720円 | | | |
| ２　法第６条の３第１項の規定による建築物の建築等に関する構造計算適合性 | 構造計算適合性判 | | 判定<br>(1)　建築物を建築する場合（(2)に掲げる場合及び移転する場合を除く。）<br>ア　法第20条第１項第２号イの国土交通大臣が定めた方法又は同項第３号イの国土交通大臣が定めた方法による構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合 | 定手数料 | １件につき法第６条の３第１項の規定により構造計算適合性判定を求める１の建築物（２以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額<br>(1)　当該建築物の床面積が200平方メートル以内のもの　125,410円<br>(2)　当該建築物の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの　149,940円<br>(3)　当該建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの　174,350円 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | (4)　当該建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの　198,880円<br>(5)　当該建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、１万平方メートル以内のもの　237,640円<br>(6)　当該建築物の床面積が１万平方メートルを超え、５万平方メートル以内のもの　315,610円<br>(7)　当該建築物の床面積が５万平方メートルを超えるもの　579,720円 | | 応じ、それぞれに定める額を合計した額<br>(1)　当該建築物の床面積が200平方メートル以内のもの　94,990円<br>(2)　当該建築物の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの　107,200円<br>(3)　当該建築物の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの　119,520円<br>(4)　当該建築物の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの　131,730円<br>(5)　当該建築物の床面積が2,000平方メートルを超え、１万平方メートル以内のもの　149,500円<br>(6)　当該建築物の床面積が１万平方メートルを超え、５万平方メートル以内のもの　188,490円 |
| イ　法第20条第１項第２号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラム又は同項第３号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合 | | １件につき法第６条の３第１項の規定により構造計算適合性判定を求める１の建築物（２以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | (7)　当該建築物の床面積が５万平方メートルを超えるもの<br>318,720円 | | | |
| (2)　確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）<br>ア　法第20条第１項第２号イの国土交通大臣が定めた方法又は同項第３号イの国土交通大臣が定めた方法による構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合 | | １件につき法第６条の３第１項の規定により構造計算適合性判定を求める１の建築物（２以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額<br>(1)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の２分の１を加えた床面積）が200平方メートル以内のもの　125,410円<br>(2)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の２分の１を加えた床面積）が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの　149,940円<br>(3)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の２分の１を加えた床面積）が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの　174,350円<br>(4)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増 | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 係る建築物の床面積の２分の１（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の２分の１を加えた床面積）が５万平方メートルを超えるもの　579,720円<br>１件につき法第６条の３第１項の規定により構造計算適合性判定を求める１の建築物（２以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額<br>(1)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床 |
| | | | イ　法第20条第１項第２号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラム又は同項第３号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合 | | |
| | | | | | 加する部分以外の床面積の２分の１を加えた床面積）が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの　198,880円<br>(5)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の２分の１を加えた床面積）が2,000平方メートルを超え、１万平方メートル以内のもの　237,640円<br>(6)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の２分の１を加えた床面積）が１万平方メートルを超え、５万平方メートル以内のもの　315,610円<br>(7)　当該計画の変更に |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 面積の２分の１を加えた床面積）が200平方メートル以内のもの　94,990円<br>(2)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の２分の１を加えた床面積）が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの　107,200円<br>(3)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の２分の１を加えた床面積）が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの　119,520円<br>(4)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１（床面積が | | 増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の２分の１を加えた床面積）が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの　131,730円<br>(5)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の２分の１を加えた床面積）が2,000平方メートルを超え、１万平方メートル以内のもの　149,500円<br>(6)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の２分の１を加えた床面積）が１万平方メートルを超え、5 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 万平方メートル以内のもの　188,490円<br>(7)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１（床面積が増加する場合にあつては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の２分の１を加えた床面積）が５万平方メートルを超えるもの　318,720円 | | は模様替に係る建築物の床面積の２分の１が200平方メートル以内のもの　125,410円<br>(2)　当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の２分の１が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの　149,940円<br>(3)　当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の２分の１が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの　174,350円<br>(4)　当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の２分の１が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの　198,880円<br>(5)　当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の２分の１が2,000平方メートルを超え、１万平方メ |
| (3)　建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合（(4)に掲げる場合を除く。）<br>ア　法第20条第１項第２号イの国土交通大臣が定めた方法又は同項第３号イの国土交通大臣が定めた方法による構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合 | | １件につき法第６条の３第１項の規定により構造計算適合性判定を求める１の建築物（２以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額<br>(1)　当該移転、修繕又 | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | ートル以内のもの<br>237,640円<br>(6)　当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の２分の１が１万平方メートルを超え、５万平方メートル以内のもの<br>315,610円<br>(7)　当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の２分の１が５万平方メートルを超えるもの<br>579,720円 | | | 物の床面積の２分の１が200平方メートル以内のもの　94,990円<br>(2)　当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の２分の１が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの<br>107,200円<br>(3)　当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の２分の１が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの<br>119,520円<br>(4)　当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の２分の１が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの<br>131,730円<br>(5)　当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の２分の１が2,000平方メートルを超え、１万平方メートル以内のもの |
| イ　法第20条第１項第２号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラム又は同項第３号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合 | | １件につき法第６条の３第１項の規定により構造計算適合性判定を求める１の建築物（２以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額<br>(1)　当該移転、修繕又は模様替に係る建築 | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 149,500円<br>(6)　当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の２分の１が１万平方メートルを超え、５万平方メートル以内のもの　188,490円<br>(7)　当該移転、修繕又は模様替に係る建築物の床面積の２分の１が５万平方メートルを超えるもの　318,720円 | | |
| (4)　確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合<br>ア　法第20条第１項第２号イの国土交通大臣が定めた方法又は同項第３号イの国土交通大臣が定めた方法による構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合 | | １件につき法第６条の３第１項の規定により構造計算適合性判定を求める１の建築物（２以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める | | 額を合計した額<br>(1)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１が200平方メートル以内のもの　125,410円<br>(2)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの　149,940円<br>(3)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの　174,350円<br>(4)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの　198,880円<br>(5)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの　237,640円<br>(6)　当該計画の変更に |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | の２分の１が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの　107,200円<br>(3)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの　119,520円<br>(4)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの　131,730円<br>(5)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの　149,500円<br>(6)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１が１万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの　188,490円<br>(7)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１が５万平方メートルを超え、10万平方メートル以内のもの　315,610円<br>(8)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１が10万平方メートルを超えるもの　579,720円 |
| イ　法第20条第１項第２号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラム又は同項第３号イの国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によつて安全性が確かめられた建築物の場合 | | １件につき法第６条の３第１項の規定により構造計算適合性判定を求める１の建築物（２以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）ごとに次の区分に応じ、それぞれに定める額を合計した額<br>(1)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１が200平方メートル以内のもの　94,990円<br>(2)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの　107,200円<br>(3)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの　119,520円<br>(4)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの　131,730円<br>(5)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの　149,500円<br>(6)　当該計画の変更に係る建築物の床面積の２分の１が１万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの　188,490円<br>(7)　当該計画の変更に係る建築物の床面積 | | |

| | | |
|---|---|---|
| | | 方メートルを超えるもの　318,720円 |
| 3　法第７条第１項の規定による建築物の完了検査申請に対する検査<br>(1)　建築物（(2)に掲げる部分を除く。）に係るもの<br>ア　建築物を建築し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合（建築にあつては、イに掲げる場合を除く。） | 建築物完了検査申請手数料 | |
| （ア）　当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の２分の１を加えた床面積）が30平方メートル以内のもの | | １件につき　19,270円（法第７条の３第１項の規定による中間検査（以下この項及び４の項において「中間検査」という。）を受けた場合にあつては、17,130円） |
| （イ）　当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の２分の１を加えた床面積）が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの | | １件につき　39,620円（中間検査を受けた場合にあつては、38,550円） |
| （ウ）　当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の２分の１を加えた床面積）が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの | | １件につき　44,980円（中間検査を受けた場合にあつては、43,910円） |
| （エ）　当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の２分の１を加えた床面積）が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの | | １件につき　71,750円（中間検査を受けた場合にあつては、69,610円） |
| （オ）　当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の２分の１を加えた床面積）が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの | | １件につき　128,520円（中間検査を受けた場合にあつては、126,370円） |
| （カ）　当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の２分の１を加えた床面積）が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル | | １件につき　191,700円中間検査を受けた場合にあつては、180,990円） |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 以内のもの | | | 建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の２分の１を加えた床面積）が５万平方メートルを超えるもの | | 円） |
| （キ）　当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の２分の１を加えた床面積）が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの | | １件につき　292,380円（中間検査を受けた場合にあつては、281,670円） | イ　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「建築物省エネ法」という。）第11条第１項に規定する特定建築行為（以下この項において「特定建築行為」という。）をした場合 | | |
| （ク）　当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の２分の１を加えた床面積）が5,000平方メートルを超え、１万平方メートル以内のもの | | １件につき　411,260円（中間検査を受けた場合にあつては、400,550円） | （ア）　一戸建ての住宅（１棟の建築物からなる１戸の住宅（基準省令第１条第１項第２号に規定する住宅をいう。）をいう。以下この項において同じ。）の場合 | | １件につき左欄のアに定める額と次の区分に応じそれぞれに定める額とを加えた額<br>(1)　当該特定建築行為に係る住宅部分の床面積が200平方メートル以内のもの　8,320円<br>(2)　当該特定建築行為に係る住宅部分の床面積が200平方メートルを超えるもの　9,360円 |
| （ケ）　当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の建築物となる場合にあつては、当該増築する部分の床面積に既存の建築物の床面積の２分の１を加えた床面積）が１万平方メートルを超え、５万平方メートル以内のもの | | １件につき　511,930円（中間検査を受けた場合にあつては、501,220円） | （イ）　共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。）の場合 | | １件につき左欄のアに定める額と次の区分に応じそれぞれに定める額とを加えた額<br>(1)　当該特定建築行為 |
| （コ）　当該建築、修繕又は模様替に係る床面積（既存の建築物を増築して当該増築する部分と一の | | １件につき　956,400円（中間検査を受けた場合にあつては、945,690 | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | に係る住宅部分の床面積が300平方メートル以内のもの　16,640円<br>(2)　当該特定建築行為に係る住宅部分の床面積が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの　29,130円<br>(3)　当該特定建築行為に係る住宅部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの　53,060円<br>(4)　当該特定建築行為に係る住宅部分の床面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの　81,150円<br>(5)　当該特定建築行為に係る住宅部分の床面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの　144,610円<br>(6)　当該特定建築行為に係る住宅部分の床面積が25,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの　245,530円<br>(7)　当該特定建築行為に係る住宅部分の床面積が50,000平方メートルを超えるもの　432,800円 |
| | | （ウ）　非住宅建築物（基準省令第１条第１項第１号に規定する非住宅建築物をいう。）の場合 | | | １件につき左欄のアに定める額と次の区分に応じそれぞれに定める額とを加えた額<br>(1)　当該特定建築行為に係る非住宅部分（建築物省エネ法第11条第１項に規定する非住宅部分をいう。以下この項において同じ。）の床面積が300平方メートル以内のもの　44,730円（基準省令第10条第１号に規定する工場等の用途のみに供する建築物（以下この項において「工場等建築物」という。）にあつては、9,360円）<br>(2)　当該特定建築行為に係る非住部分の床面積が300平方メート |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | ルを超え1,000平方メートル以内のもの<br>57,220円（工場等建築物にあつては、13,520円）<br>(3)　当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの　75,940円（工場等建築物にあつては、19,760円）<br>(4)　当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの　122,760円（工場等建築物にあつては、48,890円）<br>(5)　当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が5,000平方メートルを超え、１万平方メートル以内のもの　160,220円（工場等建築物にあつては、74,900円）<br>(6)　当該特定建築行為に係る非住宅部分の | （エ）　複合建築物の場合<br>(2)　建築設備に係るもの | | 床面積が１万平方メートルを超え、２万5,000平方メートル以内のもの　193,510円（工場等建築物にあつては、92,590円）<br>(7)　当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が２万5,000平方メートルを超え、５万平方メートル以内のもの　226,800円（工場等建築物にあつては、114,440円）<br>(8)　当該特定建築行為に係る非住宅部分の床面積が５万平方メートルを超えるもの　293,390円（工場等建築物にあつては、160,220円）<br>１件につき左欄の（イ）に定める額と同欄の（ウ）に定める額とを合計した額<br>１件につき　33,200円 |
| | | | 4　法第７条の３第１項の規定による建築物の中間検査申請に対する検査<br>(1)　中間検査を行う部分の床面積が30平方メートル以内のもの<br>(2)　中間検査を行う部分の床面積が30 | 建築物中間検査申請手数料 | １件につき　17,130円<br>１件につき　37,480円 |

| | | |
|---|---|---|
| 平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの | | |
| (3)　中間検査を行う部分の床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの | | 1件につき　41,760円 |
| (4)　中間検査を行う部分の床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの | | 1件につき　59,970円 |
| (5)　中間検査を行う部分の床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの | | 1件につき　111,380円 |
| (6)　中間検査を行う部分の床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの | | 1件につき　176,710円 |
| (7)　中間検査を行う部分の床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの | | 1件につき　247,400円 |
| (8)　中間検査を行う部分の床面積が5,000平方メートルを超え、１万平方メートル以内のもの | | 1件につき　287,020円 |
| (9)　中間検査を行う部分の床面積が１万平方メートルを超え、５万平方メートル以内のもの | | 1件につき　463,740円 |
| (10)　中間検査を行う部分の床面積が５万平方メートルを超えるもの | | 1件につき　810,740円 |
| 5　法第18条第３項の規定による国等の建築物の建築等に関する通知に対する審査 | 国等建築物確認手数料 | |
| (1)　(2)及び(3)に掲げる場合以外の場合 | | 1の項の(1)に定める額 |
| (2)　基準省令第１条第１項第２号イ(2)及びロ(2)に規定する基準への適合性審査を行う場合 | | 1の項の(2)に定める額 |
| (3)　法第18条第５項ただし書の規定により建築主事等の審査を行う場合 | | 1の項の(3)に定める額 |
| 6　法第18条第５項の規定による国等の建築物の建築等に関する構造計算適合性判定 | 国等構造計算適合性判定手数料 | 2の項に定める額 |
| 7　法第18条第21項の規定による国等の建築物の完了検査 | 国等完了検査手数料 | |
| (1)　建築物（(2)に掲げる部分を除く。）に係るもの | | 3の項の(1)に定める額 |
| (2)　建築設備に係るもの | | 3の項の(2)に定める額 |
| 8　法第18条第29項の規定による国等の建築物の中間検査 | 国等中間検査手数料 | 4の項に定める額 |

別表第３（第６条関係）

（平12規則６・追加、平15規則22・平16規則３・平17規則34・平19規則27・平20規則48・一部改正、平27規則48・旧別表第２繰下・一部改正、平30規則10・平30規則46・令元規則３・令元規則31・令２規則50・令４規則31・令５規則９・令６規則17・令６規則46・令７規則54・令７規則69・一部改正）

| 事務 | 手数料の名称 | 手数料の額 |
|---|---|---|
| 1　法第７条の６第１項第１号若しくは第２号又は第18条第38項第１号若しくは第２号（これらの規定を法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定の申請に対する審査 | 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料 | 1件につき　128,520円 |

| | | |
|---|---|---|
| 1の2　法第42条第1項第5号の規定による道の位置の指定の申請に対する審査 | 道の位置の指定申請手数料 | 1件につき　53,550円 |
| 1の3　法第43条第2項第1号の規定による建築の認定の申請に対する審査 | 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料 | 1件につき　28,910円 |
| 2　法第43条第2項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査 | 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料 | 1件につき　35,340円 |
| 3　法第44条第1項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査 | 公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料 | 1件につき　35,340円 |
| 4　法第44条第1項第3号の規定による建築の認定の申請に対する審査 | 道路内における建築認定申請手数料 | 1件につき　28,910円 |
| 5　法第44条第1項第4号の規定による建築の許可の申請に対する審査 | 公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料 | 1件につき　171,360円 |
| 6　法第47条ただし書の規定による建築の許可の申請に対する審査 | 壁面線外における建築許可申請手数料 | 1件につき　171,360円 |
| 7　法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書（これらの規定を法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築等の許可の申請に対する審査 | 用途地域等における建築等許可申請手数料 | |
| (1)　(2)及び(3)に掲げる場合以外の場合 | | 1件につき　192,780円 |
| (2)　法第48条第16項第1号の規定による特例許可を受けた建築物の増築等をする場合 | | 1件につき　128,520円 |
| (3)　法第48条第16項第2号の規定による日常生活に必要な政令で定める建築物に、住居の環境の悪化を防止するための国土交通省令で定める措置を講じる場合 | | 1件につき　171,360円 |
| 8　法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査 | 特殊建築物等敷地許可申請手数料 | 1件につき　171,360円 |
| 9　法第52条第6項第3号の規定による容積率に関する認定の申請に対する審査 | 容積率の認定申請手数料 | 1件につき　28,910円 |
| 9の2　法第52条第10項、第11項又は第14項の規定による容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 | 容積率の特例許可申請手数料 | 1件につき　171,360円 |
| 9の3　法第53条第4項又は第5項の規定による建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査 | 建蔽率の特例許可申請手数料 | 1件につき　171,360円 |
| 10　法第53条第6項第3号の規定 | 建築物の建蔽率に | 1件につき　35,340円 |

| | | |
|---|---|---|
| による建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 | 関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 | |
| 11　法第53条の２第１項第３号又は第４号の規定による建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査 | 建築物の敷地面積の許可申請手数料 | １件につき　171,360円 |
| 12　法第55条第２項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査 | 建築物の高さの特例認定申請手数料 | １件につき　28,910円 |
| 13　法第55条第３項又は第４項各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査 | 建築物の高さの許可申請手数料 | １件につき　171,360円 |
| 14　法第56条の２第１項ただし書の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査 | 日影による建築物の高さの特例許可申請手数料 | １件につき　171,360円 |
| 15　法第57条第１項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 | 高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 | １件につき　28,910円 |
| 15の２　法第57条の２第１項の規定による特例容積率の限度の指定の申請に対する審査<br>(1)　敷地の数が２である場合<br>(2)　敷地の数が３以上である場合 | 特例容積率適用地区における特例容積率の限度の指定申請手数料 | １件につき　83,530円<br>１件につき83,530円に２を超える敷地の数に29,980円を乗じて得た額を加算した額 |
| 15の３　法第57条の３第１項の規定による特例容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査 | 特例容積率適用地区における特例容積率の限度の指定の取消し申請手数料 | １件につき6,840円に現に存する敷地の数に12,850円を乗じて得た額を加算した額 |
| 15の４　法第57条の４第１項の規定による建築物の高さの特例の許可の申請に対する審査 | 特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請手数料 | １件につき　171,360円 |
| 16　法第58条第２項の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査 | 高度地区における建築物の高さの許可申請手数料 | １件につき　171,360円 |
| 17　法第59条第１項第３号の規定による建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査 | 高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料 | １件につき　171,360円 |
| 17の２　法第59条第４項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査 | 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料 | １件につき　171,360円 |
| 18　法第59条の２第１項の規定による建築物の容積率又は各部分 | 敷地内に広い空地を有する建築物の | １件につき　171,360円 |

| | | |
|---|---|---|
| の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 | 容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料 | |
| 18の２　法第60条の４第１項第３号の規定による建築物の容積率若しくは建築面積又は同条第２項ただし書の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 | 特定業務施設等誘導地区内における建築物の容積率、建築面積又は高さに関する特例の許可申請手数料 | １件につき　171,360円 |
| 18の３　法第67条第３項第２号の規定による建築物の敷地面積の最低限度又は同条第５項第２号の規定による建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査 | 特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積の最低限度又は建築物の壁面の位置に関する特例の許可申請手数料 | １件につき　171,360円 |
| 18の４　法第67条第９項第２号の規定による建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に関する許可の申請に対する審査 | 特定防災街区整備地区における建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 | １件につき　171,360円 |
| 18の５　法第68条第１項第２号の規定による建築物の高さ、同条第２項第２号の規定による建築物の壁面の位置又は同条第３項第２号の規定による建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査 | 景観地区における建築物の高さ、壁面の位置又は敷地面積に関する特例の許可申請手数料 | １件につき　171,360円 |
| 18の６　法第68条第５項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 | 景観地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 | １件につき　28,910円 |
| 19　法第68条の３第１項の規定による容積率、同条第２項の規定による建蔽率又は同条第３項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 | 再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域における容積率、建蔽率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 | １件につき　28,910円 |
| 20　法第68条の３第４項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査 | 再開発等促進区又は沿道再開発等促進区の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料 | １件につき　171,360円 |
| 20の２　法第68条の３第７項の規定による建築物の用途に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 | 開発整備促進区における用途に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 | １件につき　28,910円 |
| 21　法第68条の４第１項の規定による容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 | 地区計画等の区域における公共施設の整備状況に応じた容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 | １件につき　28,910円 |
| 22　法第68条の５の３第２項の規定による建築物の各部分の高さ | 地区計画又は沿道地区計画の区域に | １件につき　171,360円 |

| | | |
|---|---|---|
| の許可の申請に対する審査 | おける建築物の各部分の高さの許可申請手数料 | |
| 23　法第68条の５の５第１項の規定による容積率又は同条第２項の規定による高さの特例に係る認定の申請に対する審査 | 地区計画等の区域における容積率又は高さの特例に係る認定申請手数料 | １件につき　28,910円 |
| 24　法第68条の５の６第１項の規定による建蔽率の特例に係る認定の申請に対する審査 | 地区計画等の区域における建蔽率の特例に係る認定申請手数料 | １件につき　28,910円 |
| 25　法第68条の７第５項の規定による建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 | 予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請手数料 | １件につき　171,360円 |
| 26　法第85条第６項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査<br>(1)　仮設の期間が３箇月以内の場合<br>(2)　その他の場合 | 仮設建築物建築許可申請手数料（存続期間１年以内） | <br>１件につき　64,260円<br>１件につき　128,520円 |
| 26の２　法第85条第７項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査 | 仮設建築物建築許可申請手数料（存続期間１年超） | １件につき　171,360円 |
| 27　法第86条第１項の規定による１又は２以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査<br>(1)　建築物の数が１又は２である場合<br>(2)　建築物の数が３以上である場合 | 総合的設計等による一団地の建築物の特例認定申請手数料 | <br>１件につき　83,530円<br>１件につき　83,530円に２を超える建築物の数に29,980円を乗じて得た額を加算した額 |
| 28　法第86条第２項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査<br>(1)　建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が１である場合<br>(2)　建築物の数が２以上である場合 | 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料 | <br>１件につき　83,530円<br>１件につき　83,530円に１を超える建築物の数に29,980円を乗じて得た額を加算した額 |
| 28の２　法第86条第３項の規定による１又は２以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査<br>(1)　建築物の数が１又は２である場合<br>(2)　建築物の数が３以上である場合 | 総合的設計等による敷地内に広い空地を有する一団地の建築物の特例許可申請手数料 | <br>１件につき　235,620円<br>１件につき　235,620円に２を超える建築物の数に |

| | | |
|---|---|---|
| | | 29,980円を乗じて得た額を加算した額 |
| 28の３　法第86条第４項の規定による複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査<br>(1)　建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が１である場合<br>(2)　建築物の数が２以上である場合 | 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料 | 1件につき　235,620円<br>1件につき　235,620円に１を超える建築物の数に29,980円を乗じて得た額を加算した額 |
| 29　法第86条の２第１項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査<br>(1)　建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が１である場合<br>(2)　建築物の数が２以上である場合 | 一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料 | 1件につき　83,530円<br>1件につき　83,530円に１を超える建築 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 物の数に29,980円を乗じて得た額を加算した額 |
| 29の２　法第86条の２第２項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査<br>(1)　建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が１である場合<br>(2)　建築物の数が２以上である場合 | 一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請手数料 | 1件につき　235,620円<br>1件につき　235,620円に１を超える建築物の数に29,980円を乗じて得た額を加算した額 |
| 29の３　法第86条の２第３項の規定による一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査<br>(1)　建築物（一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が１である場合 | 一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料 | 1件につき　235,620円 |

| | | |
|---|---|---|
| (2)　建築物の数が２以上である場合 | | １件につき 235,620円に１を超える建築物の数に29,980円を乗じて得た額を加算した額 |
| 30　法第86条の５第１項の規定による一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの申請に対する審査 | 一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し申請手数料 | １件につき 6,840円に現に存する建築物の数に12,850円を乗じて得た額を加算した額 |
| 31　法第86条の６第２項の規定による建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 | 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 | １件につき　28,910円 |
| 31の２　法第86条の８第１項の規定による既存の一の建築物について２以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査 | 既存の一の建築物について２以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定 | |

| | | |
|---|---|---|
| (1)　当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの | 申請手数料 | |
| ア　イ及びウに掲げる場合以外の場合 | | １件につき　9,840円 |
| イ　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | １件につき　19,680円 |
| ウ　木造の建築物に係る法第20条第１項第４号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | １件につき　17,000円 |
| (2)　当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの | | |
| ア　イ及びウに掲げる場合以外の場合 | | １件につき　32,830円 |
| イ　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | １件につき　60,330円 |
| ウ　木造の建築物に係る法第20条第１項第４号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | １件につき　54,120円 |
| (3)　当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの | | |
| ア　イ及びウに掲げる場合以外の場合 | | １件につき　41,440円 |
| イ　法第20条第１項第１号か | | １件につき　69,650円 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ら第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | | | 1,000平方メートル以内のもの | | | |
| ウ　木造の建築物に係る法第20条第１項第４号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき | 62,600円 | (7)　当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの | | 1件につき | 227,430円 |
| (4)　当該申請に係る床面積が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの | | | | (8)　当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの | | 1件につき | 405,930円 |
| ア　イ及びウに掲げる場合以外の場合 | | 1件につき | 68,950円 | (9)　当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの | | 1件につき | 541,350円 |
| イ　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき | 94,090円 | (10)　当該申請に係る床面積が１万平方メートルを超え、５万平方メートル以内のもの | | 1件につき | 722,320円 |
| ウ　木造の建築物に係る法第20条第１項第４号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき | 84,420円 | (11)　当該申請に係る床面積が５万平方メートルを超えるもの | | 1件につき | 1,162,740円 |
| (5)　当該申請に係る床面積が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの | | | | 31の３　法第86条の８第３項の規定による既存の一の建築物について２以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更の申請に対する審査 | 既存の一の建築物について２以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更申請手数料 | | |
| ア　イに掲げる場合以外の場合 | | 1件につき | 68,950円 | (1)　当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの | | | |
| イ　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき | 94,090円 | ア　イ及びウに掲げる場合以外の場合 | | 1件につき | 9,840円 |
| (6)　当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、 | | 1件につき | 166,540円 | イ　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要と | | 1件につき | 19,680円 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| する場合 | | | | (4)　当該申請に係る床面積が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの | | | |
| ウ　木造の建築物に係る法第20条第１項第４号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき | 17,000円 | ア　イ及びウに掲げる場合以外の場合 | | 1件につき | 68,950円 |
| (2)　当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの | | | | イ　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき | 94,090円 |
| ア　イ及びウに掲げる場合以外の場合 | | 1件につき | 32,830円 | ウ　木造の建築物に係る法第20条第１項第４号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき | 84,420円 |
| イ　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき | 60,330円 | (5)　当該申請に係る床面積が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの | | | |
| ウ　木造の建築物に係る法第20条第１項第４号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき | 54,120円 | ア　イに掲げる場合以外の場合 | | 1件につき | 68,950円 |
| (3)　当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの | | | | イ　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき | 94,090円 |
| ア　イ及びウに掲げる場合以外の場合 | | 1件につき | 41,440円 | (6)　当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの | | 1件につき | 166,540円 |
| イ　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき | 69,650円 | (7)　当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの | | 1件につき | 227,430円 |
| ウ　木造の建築物に係る法第20条第１項第４号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき | 62,600円 | (8)　当該申請に係る床面積が | | 1件につき | 405,930 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの | | 1件につき　541,350円 | | 30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの | | |
| (9)　当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの | | 1件につき　722,320円 | | ア　イ及びウに掲げる場合以外の場合 | | 1件につき　32,830円 |
| (10)　当該申請に係る床面積が１万平方メートルを超え、５万平方メートル以内のもの | | 1件につき<br>1,162,740円 | | イ　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき　60,330円 |
| (11)　当該申請に係る床面積が５万平方メートルを超えるもの | | | | ウ　木造の建築物に係る法第20条第１項第４号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき　54,120円 |
| 31の４　法第87条の２第１項の規定による既存の一の建築物について２以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査 | 既存の一の建築物について２以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料 | | | (3)　当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの | | |
| (1)　当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの | | | | ア　イ及びウに掲げる場合以外の場合 | | 1件につき　41,440円 |
| ア　イ及びウに掲げる場合以外の場合 | | 1件につき　9,840円 | | イ　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき　69,650円 |
| イ　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき　19,680円 | | ウ　木造の建築物に係る法第20条第１項第４号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき　62,600円 |
| ウ　木造の建築物に係る法第20条第１項第４号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | 1件につき　17,000円 | | (4)　当該申請に係る床面積が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの | | |
| (2)　当該申請に係る床面積が | | | | ア　イ及びウに掲げる場合以外の場合 | | 1件につき　68,950円 |
| | | | | イ　法第20条第１項第１号か | | 1件につき　94,090円 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ら第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | | (10)　当該申請に係る床面積が１万平方メートルを超え、５万平方メートル以内のもの | | １件につき　722,320円 |
| ウ　木造の建築物に係る法第20条第１項第４号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | １件につき　84,420円 | (11)　当該申請に係る床面積が５万平方メートルを超えるもの | | １件につき　1,162,740円 |
| (5)　当該申請に係る床面積が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの | | | 31の５　法第87条の２第２項において準用する法第86条の８第３項の規定による既存の一の建築物について２以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更の申請に対する審査 | 既存の一の建築物について２以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定変更申請手数料 | |
| ア　イに掲げる場合以外の場合 | | １件につき　68,950円 | (1)　当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの | | |
| イ　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | １件につき　94,090円 | ア　イ及びウに掲げる場合以外の場合 | | １件につき　9,840円 |
| (6)　当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの | | １件につき　166,540円 | イ　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | １件につき　19,680円 |
| (7)　当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの | | １件につき　227,430円 | ウ　木造の建築物に係る法第20条第１項第４号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | １件につき　17,000円 |
| (8)　当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの | | １件につき　405,930円 | (2)　当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの | | |
| (9)　当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの | | １件につき　541,350円 | ア　イ及びウに掲げる場合以外の場合 | | １件につき　32,830円 |
| | | | イ　法第20条第１項第１号から | | １件につき　60,330円 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ら第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | | | する基準への適合性審査を必要とする場合 | | | |
| ウ　木造の建築物に係る法第20条第１項第４号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | １件につき | 54,120円 | (5)　当該申請に係る床面積が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの | | | |
| (3)　当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの | | | | ア　イに掲げる場合以外の場合 | | １件につき | 68,950円 |
| ア　イ及びウに掲げる場合以外の場合 | | １件につき | 41,440円 | イ　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | １件につき | 94,090円 |
| イ　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | １件につき | 69,650円 | (6)　当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの | | １件につき | 166,540円 |
| ウ　木造の建築物に係る法第20条第１項第４号イに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | １件につき | 62,600円 | (7)　当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの | | １件につき | 227,430円 |
| (4)　当該申請に係る床面積が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの | | | | (8)　当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの | | １件につき | 405,930円 |
| ア　イ及びウに掲げる場合以外の場合 | | １件につき | 68,950円 | (9)　当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの | | １件につき | 541,350円 |
| イ　法第20条第１項第１号から第３号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合 | | １件につき | 94,090円 | (10)　当該申請に係る床面積が１万平方メートルを超え、５万平方メートル以内のもの | | １件につき | 722,320円 |
| ウ　木造の建築物に係る法第20条第１項第４号イに規定 | | １件につき | 84,420円 | (11)　当該申請に係る床面積が５万平方メートルを超えるも | | １件につき | 1,162,740円 |

| | | |
|---|---|---|
| の | | |
| 31の６　法第87条の３第６項の規定による建築物の用途を変更して１年以内の期間を定めて、興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査<br>(1)　使用する期間が３箇月以内の場合<br>(2)　その他の場合 | 建築物の用途を変更して興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料（使用期間１年以内） | <br><br><br><br><br>１件につき　64,260円<br>１件につき　128,350円 |
| 31の７　法第87条の３第７項の規定による建築物の用途を変更して１年を超えて、必要と認める期間を定めて興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査 | 建築物の用途を変更して興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料（使用期間１年超） | １件につき　171,360円 |
| 32　法第87条の４において準用する法第６条第１項の規定による建築設備の確認の申請に対する審査<br>(1)　建築設備を設置する場合（(2)に掲げる場合を除く。）<br>(2)　確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 | 建築設備確認申請手数料 | <br><br><br><br><br>１件につき　24,630円<br>１件につき　17,130円 |
| 33　法第87条の４において準用する法第７条第１項の規定による建築設備の完了検査申請に対する検査 | 建築設備完了検査申請手数料 | １件につき　33,200円 |
| 34　法第88条において準用する法第６条第１項の規定による工作物の確認の申請に対する審査<br>(1)　工作物を築造する場合（(2)に掲げる場合を除く。）<br>(2)　確認を受けた工作物の計画を変更をして工作物を築造する場合 | 工作物確認申請手数料 | <br><br><br><br><br>１件につき　39,620円<br>１件につき　27,840円 |
| 35　法第88条において準用する法第７条第１項の規定による工作物の完了検査申請に対する検査 | 工作物完了検査申請手数料 | １件につき　40,690円 |
| 36　法第87条の４において準用する法第18条第３項の規定による国等の建築設備の設置等に関する通知に対する審査 | 国等建築設備確認手数料 | 32の項に定める額 |
| 37　法第87条の４において準用する法第18条第21項の規定による国等の建築設備の完了検査 | 国等建築設備完了検査手数料 | 33の項に定める額 |
| 38　法第88条において準用する法第18条第３項の規定による国等の工作物の設置等に関する通知に対する審査 | 国等工作物確認手数料 | 34の項に定める額 |
| 39　法第88条において準用する法第18条第21項の規定による国等の工作物の完了検査 | 国等工作物完了検査手数料 | 35の項に定める額 |
| 40　令第137条の12第11項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査 | 建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料 | １件につき　28,910円 |
| 41　令第137条の12第12項の規定による大規模の修繕又は大規模の模様替の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査 | 道路内における建築の制限の緩和に係る認定申請手数料 | １件につき　28,910円 |

| | | |
|---|---|---|
| 42　令第137条の16第２号の規定による移転の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査 | 建築物の移転の制限の緩和に係る認定申請手数料 | １件につき　28,910円 |

別表第４（第11条の２関係）

（令７規則60・追加）

| 項番号 | 用途 | 調査項目 | | 調査方法 | 判定基準 |
|---|---|---|---|---|---|
| (1) | 下宿、共同住宅又は寄宿舎 | 常閉防火扉（各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉をいう。以下同じ。） | 扉の閉鎖又は作動の障害となる、物品の放置及び照明器具、懸垂物等の設置等の状況 | 目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。 | 物品が放置されていること等により扉の閉鎖又は作動に支障があること。 |
| (2) | | | 扉の取付けの状況 | 目視等又は触診により確認する。 | 取付けが堅固でないこと。 |
| (3) | | | 扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況 | 目視等により確認する。 | 変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。 |
| (4) | | | 固定の状況 | | 扉が開放状態に固定されていること。 |
| (5) | | | 作動の状況 | 扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、及び扉の質量により運動エネルギーの値を確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等によりその閉鎖力を測定する。ただし、これらの点検を３年以内に実施した記録がある常閉防火扉については、当該記録により確認することで足りる。 | 防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第１第１号の規定に適合しないこと。 |
| (6) | | 居室の採光及び換気 | 換気設備の作動の状況 | 各階の主要な換気設備の作動を確認する。 | 換気設備が作動しないこと。 |
| (7) | | | 換気の妨げとなる物品の放置の状況 | 目視等により確認する。 | 換気の妨げとなる物品が放置されていること。 |
| (8) | | 特別避難階段 | 階段室又は付室の排煙設備の作動の状況 | 各階の主要な排煙設備の作動を確認する。 | 排煙設備が作動しないこと。 |
| (9) | | 防煙壁 | 可動式防煙壁の作動の状況 | 各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。 | 可動式防煙壁が作動しないこと。 |
| (10) | | 排煙設備 | 排煙設備の作動の状況 | 各階の主要な排煙設備の作動を確認する。 | 排煙設備が作動しないこと。 |
| (11) | | 非常用エレベーター | 昇降路又は乗降ロビーの排煙設備の作動の状況 | | |
| (12) | | 非常用の照明装置 | 非常用の照明装置の作動の状況 | 各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。 | 非常用の照明装置が作動しないこと。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| (13) | | | 照明の妨げとなる物品の放置の状況 | 目視により確認する。 | 照明の妨げとなる物品が放置されていること。 |
| (14) | (1)から(13)までの用途以外のもの | (1)から(5)までの各調査項目 | | (1)から(5)までの各調査方法 | (1)から(5)までの各判定基準 |

別表第５（第19条関係）

（平12規則40・追加、平16規則13・平17規則20・平17規則38・平17規則56・平18規則46・一部改正、平27規則48・旧別表第３繰下、令７規則60・旧別表第４繰下）

| 区域 | 垂直積雪量 |
|---|---|
| 1　亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市（平成17年12月31日における園部町及び八木町の区域に限る。）、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町及び南山城村 | 0.3メートル |
| 2　福知山市（字雲原、字天座、字坂浦、字下野条、字上野条、字行積、字上佐々木、字中佐々木、字下佐々木、字喜多、字長尾、字一の宮、字日尾、字大呂並びに平成17年12月31日における夜久野町及び大江町の区域を除く。）、南丹市（同日における日吉町の区域に限る。）及び京丹波町（仏主、上乙見、下乙見、篠原、下粟野、細谷、西河内、上粟野、大迫、塩谷、長瀬、升谷、中山、市場、大倉、本庄、小畑、坂原、中、角、広瀬、才原、安栖里、稲次、出野、広野、大簾を除く。） | 0.5メートル |
| 3　綾部市（老富町、光野町、故屋岡町、五泉町、睦寄町、五津合町、八津合町を除く。） | 0.7メートル |
| 4　舞鶴市、福知山市（平成17年12月31日における夜久野町及び大江町の区域に限る。）及び京丹波町（仏主、上乙見、下乙見、篠原、下粟野、細谷、西河内、上粟野、大迫、塩谷、長瀬、升谷、中山、市場、大倉、本庄、小畑、坂原、中、角、広瀬、才原、安栖里、稲次、出野、広野、大簾に限る。） | 0.9メートル |
| 5　福知山市（字雲原、字天座、字坂浦、字下野条、字上野条、字行積、字上佐々木、字中佐々木、字下佐々木、字喜多、字長尾、字一の宮、字日尾、字大呂に限る。）、綾部市（老富町、光野町、故屋岡町、五泉町、睦寄町、五津合町、八津合町に限る。）、宮津市（字田原、字日ヶ谷、字大島、字外垣、字岩ヶ鼻、字長江、字木子、字東野、字松尾、字上世屋、字下世屋、字奥波見、字中波見、字里波見、字畑を除く。）、南丹市（美山町芦生、美山町佐々里、美山町田歌、美山町白石、美山町江和、美山町知見、美山町下、美山町中、美山町北、美山町南、美山町河内谷、美山町福居、美山町豊郷、美山町盛郷、美山町鶴ケ岡、美山町高野並びに平成17年12月31日における園部町、八木町及び日吉町の区域を除く。）及び与謝野町 | 1.1メートル |
| 6　宮津市（字田原、字日ヶ谷、字大島、字外垣、字岩ヶ鼻、字長江、字木子、字東野、字松尾、字上世屋、字下世屋、字奥波見、字中波見、字里波見、字畑に限る。）、京丹後市、南丹市（美山町芦生、美山町佐々里、美山町田歌、美山町白石、美山町江和、美山町知見、美山町下、美山町中、美山町北、美山町南、美山町河内谷、美山町福居、美山町豊郷、美山町盛郷、美山町鶴ケ岡、美山町高野に限る。）及び伊根町 | 1.5メートル |

細則様式　略